

第 1 回特別職報酬等審議会 資料目次

資料番号	資料名
01-01	青森市特別職報酬等審議会条例
01-02	青森市附属機関の会議の公開に関する要領
01-03	青森市附属機関の会議概要の作成及び公開に関する要領
01-04	青森市特別職報酬等審議会委員名簿（平成 28 年 7 月 26 日現在）
02-01	特別職の報酬等について（昭和 39 年自治給第 208 号自治事務次官通知）
02-02	特別職の職員の給与について（昭和 43 年自治給第 94 号自治省行政局長通知）
02-03	特別職の報酬等について（昭和 48 年自治給第 77 号自治省行政局公務員部長通知）
03-01	著作権法第 42 条 ※参考
03-02	著作権法第 42 条の解説（引用） 出典：詳解 著作権法 [第 4 版] ※参考
04	地方自治法第 204 条
05	青森市特別職の職員の給与に関する条例
06	市長・副市長の給料月額
07	市長・副市長の職務・職責について
08-01	近年における消費者物価指数の推移
08-02	人口・財政規模等が類似している他の地方公共団体の給料等（市長・副市長）
08-03	青森市特別職職員の給料等の額の推移
08-04	青森市一般職職員の平均給料月額
09	地方公務員（一般職）の給与決定の原則
10-01	地方自治法第 203 条
10-02	地方自治法第 203 条の解説 出典：新版 逐条地方自治法 第 7 次改定版
11	議員報酬月額
12-01	人口・財政規模等が類似している他の地方公共団体の報酬等（議長・副議長・議員）
12-02	議会費の前 5 ヶ年の一般財源に対する構成割合
12-03	青森市の議員報酬月額の住民 1 人当たりの額と類似地方公共団体のそれとの比較

資料番号	資料名
12-04	議員の活動状況（本会議・委員会等）
12-05	議員の活動状況（議会報告会・意見交換会）
13	中核市とは ※参考
14-01	前回の答申書
14-02	前回の答申内容（概要）

※H26年度の審議会会議概要等は、青森市HPに掲載しています。

<https://www.city.aomori.aomori.jp/shiseijouhou/jyouhou-koukai/tokubetsu-housyuu/index.html>

○青森市特別職報酬等審議会条例

平成十七年四月一日

条例第十九号

改正 平成十九年三月条例第四号

平成二〇年八月条例第三九号

(趣旨)

第一条 この条例は、青森市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 市長の諮問に応じ、議会の議員の議員報酬並びに市長及び副市長の給料（以下「特別職の職員の報酬等」という。）の額について審議するため、審議会を置く。

(平成一九条例四・平成二〇条例三九・一部改正)

(諮問)

第三条 市長は、特別職の職員の報酬等の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

(組織)

第四条 審議会は、委員十人をもって組織する。

(委員)

第五条 委員は、青森市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要の都度市長が委嘱する。

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長)

第六条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ、会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第七条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成十九年三月条例第四号)

(施行期日)

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年八月条例第三九号)

(施行期日)

この条例は、公布の日又は地方自治法の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十九号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

青森市附属機関の会議の公開に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市の附属機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する機関をいう。以下同じ。）の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開の基準)

第2条 附属機関の会議は、原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当するときは、会議の全部又は一部を公開しない。

- (1) 青森市情報公開条例（平成17年青森市条例第26号）第7条に規定する非開示情報（以下「非開示情報」という。）を含む内容について審議等を行うとき。
- (2) 公にすることが適当でないと判断する情報について審議等を行うとき。

(会議の非公開の決定)

第3条 附属機関の長は、前条第1号及び2号に規定する審議等以外で、附属機関の会議の全部又は一部を公開しないこととする場合は、あらかじめ当該会議に諮ることとする。

2 附属機関は、前項の規定により会議の全部又は一部を公開しない旨を決定したときは、その理由を明らかにするものとする。

(会議の傍聴)

第4条 会議の公開は、希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、会場に入場することができない。

- (1) 銃器、棒その他に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗及びのぼりの類を携帯している者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる物を携帯している者

2 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）は、次に掲げる事項を守り、附属機関の長の指示に従い静穏に傍聴しなければならない。

- (1) みだりに席を離れないこと。
- (2) 私語、飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威行為をしないこと。
- (4) 写真撮影、録画、録音等をしないこと（附属機関の長の許可を受けた場合を除く。）。
- (5) 議事に批判を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となる行為をしないこと。

3 附属機関の長は、傍聴人が前項の規定に違反したときは、退場を命ずることができる。

4 附属機関の会議の傍聴を認める場合は、傍聴定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。

5 傍聴希望者が傍聴定員を超えるときは、先着順により傍聴人を決するものとする。ただし、先着順により難しいときは、抽選によることができる。

(傍聴者への資料配布)

第5条 傍聴者に対しては、会議の次第、議案等の資料を配布するなどの配慮をするように努めるものとする。

ただし、当該資料の中に非開示情報が記載されている場合又は資料が相当量になる場合については、資料の全部又は一部を配布又は閲覧をさせないことができる。

(会議開催の事前公表)

第6条 附属機関は、会議を開催するときは、公開、非公開の別にかかわらず、当該会議開催日の1週間前までに、次に掲げる事項を記載した文書について附属機関を所管する課で閲覧できるようにするとともに、市のホームページに掲載するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 会議の議題
- (5) 会議の公開、非公開の別
- (6) 会議の全部又は一部を非公開にする場合においては、その理由
- (7) 傍聴者の定員及び傍聴希望者が定員を超えた場合の措置
- (8) 傍聴手続

(特別な定めのある場合の取扱い)

第7条 附属機関の会議の公開について法令又は条例に特別な定めがあるときは、その定めによるものとする。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

青森市附属機関の会議概要の作成及び公開に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市の附属機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する機関をいう。以下同じ。）の会議概要の作成及び公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議概要の作成)

第2条 附属機関は、会議の公開、非公開の別にかかわらず、会議終了後、速やかに会議概要を作成するものとする。

2 会議概要は、原則として要点筆記により、次に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席委員及び欠席委員の氏名
- (3) 説明のため出席した事務局職員の職氏名
- (4) 議題及び議事の要旨
- (5) 前各号に掲げるもののほか、附属機関の長が必要と認めた事項

3 会議概要には、会議資料を必要に応じ添付するものとする。

(会議概要の公開)

第3条 会議概要は、作成後速やかに公開するものとする。ただし、青森市情報公開条例（平成17年青森市条例第26号）第7条に規定する非開示情報に該当すると認められる事項が記載された部分については、公開しない。

(公開の方法)

第4条 会議概要の公開は、附属機関を所管する課における会議概要の閲覧並びに市のホームページへの掲載により行うものとする。

(特別の定めのある場合の取扱い)

第5条 附属機関の会議概要の作成及び公開について法令又は条例に特別の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

青森市特別職報酬等審議会委員名簿

(順 不 同)

(平成28年7月26日現在)

区 分	氏 名	役 職 等
経済・ 社会・労働	石 田 憲 久	青森商工会議所副会頭
	佐々木 信 一	税理士
	今 善 樹	特定社会保険労務士
	敦 賀 仁	連合青森副事務局長
学識経験者	木 村 良 一	青森中央学院大学名誉教授
	遠 藤 哲 哉	青森公立大学経営経済学部地域みらい学科 大学院経営経済学科研究科 教授
	森 宏 之	青森大学経営学部長 教授
公募	赤 石 八十郎	公募委員
	高 橋 政 嗣	公募委員
	平 山 豊 和	公募委員

特別職の報酬等について（昭和 39 年 5 月 28 日自治給第 208 号 自治事務次官通知）（抄）

最近における地方公共団体の議会の議員の報酬に関する条例の改正をめぐる世論の動向にかんがみ、地方公共団体の特別職の職員の報酬等の額の決定について第三者機関の意見を聞くことによりその一層の公正を期する必要があると認められるので、下記要領により速やかに措置されたく、命によって通知する。

なお、管下各市（特別区を含む。）については、都道府県の例にならい措置を講ずるよう、また町村については必要に応じ同様の措置を講ずるよう指導されたい。

記

- 1 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定による都道府県知事の附属機関として、別紙条例準則を参考として特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を設置するものとする。
- 2 都道府県知事は、都道府県議会議員の報酬の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬の額について、審議会の意見を聞かなければならないものとする。
- 3 審議会の委員は、都道府県の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから任命するものとする。この場合、当該都道府県の議会の議員、長及び常勤の職員を任命することは避けること。

（別 紙）

〇〇県（都道府）特別職報酬等審議会条例準則（省 略）

△通知▽

○特別職の職員の給与について

(昭和四三、一〇、一七、自治給第九四号
各都道府県知事宛 自治省行政局長通知)

特別職の職員の給与については、「特別職の報酬等について」(昭和三九年自治給第二〇八号各都道府県知事あて自治事務次官通知)の趣旨に沿つて措置されて来ていることと思料されるが、最近、一部の地方公共団体の特別職の給与の引き上げに関連して、その内容および引き上げ幅、特別職報酬等審議会の運営等について必ずしも

適切とはいいい難いものがあつて、世論の批判を受けているむきもあるので、今後一層の適正化を期するため、下記事項に充分配意し、必要な措置を講じられたい。

なお、貴管下市町村についても、この通知の趣旨に沿つて適切な措置が講じられるようよろしく指導願いたい。

記

一 特別職の職員の給与の内容の明確化について

1 常勤の特別職の職員に支給できる諸手当の範囲

常勤の職員には、地方自治法第二〇四条および附則第六条の二(昭和四五年法律第一一九号により削除)の規定により、各種手当が支給できるものとされているが、これらの手当については、各手当のもつ本来の性格から、その支給の範囲において当然に制約のあるものであること。

従つて、常勤の一般職の職員に対し、当該職員に適用される給料表において、その職責の差、地域差等によつて必要とされる給与額の差を充分に反映させることができないため、給料と別個に支給するものとして設けられている手当を、その給料が、本来の職務の特殊性に基づき、当該職務に対する一切の給付を含めて、個々具体的に条例で定めるべきものとされている知事(市町村長)、副知事(助役)および出納長(収入役)(以下「三役」という。)に対して支給するものとするのは、極

めて不適當であること。

最近、一部の地方公共団体で三役の給料引上に関連して、これら職員に管理職手当の支給を行なっている事例が世論の批判を受けたが、このような措置を行なっている地方公共団体にあつては、以上の趣旨から同手当の支給を廃止するよう可及的速やかな機会に所要の改善措置を講ずること。

なお、管理職手当以外の手当についても、国家公務員の特別職の職員に支給されている手当（調整手当または暫定手当、期末手当、寒冷地手当）に相当するものは、国との均衡上支給することは差し支えないが、それ以外のものについても支給を行なっている地方公共団体については、上記管理職手当の場合と同様、その改善措置を講ずること。

2 条例上の規定の整備

三役に支給される給与の種類および額については、条例で定めることとされているが、従来、一部の地方公共団体にあつては、「一般職の職員の例による」という不明確な規定を設けている例が見受けられるので、このような規定を改め、三役に支給できる給与の種類および額について具体的に規定し、その明確化を図ること。

二 特別職報酬等審議会について

1 審議会の委員の選任

従来、一部の地方公共団体において、特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の委員の人選が元議員、当該地方公共団体から特別な財政援助を受けている団体の代表者等に偏重し、世論の批判がみられたが、委員の選任に当つては、審議会の審議に住民各層の意向を公平に反映させるため、委員の構成が、住民の一部の層に偏することのないよう配慮すること。

2 給与改定の実施時期の諮問

審議会に諮問する事項は、特別職の職員の給料および報酬の額だけでなく、その改定の実施時期についても諮問するものとする。

3 審議会への提出資料

三役および議会の議員の給与につき、審議会に諮問を行なうに際しては、人口、財政規模等が類似している他の地方公共団体における特別職の職員の給与額、当該地方公共団体における特別職の職員に関するここ数年来の給与改定の経緯および一般職の職員の給与改定の状況等に関して、少くともおおむね別記に掲げるような項目の資料はこれを提出し、審議会において充分な審議が行なわれ、適正な給与額の答申がなされるよう配慮すること。

4 審議会の運営

審議会は、必要に応じ、公聴会の開催、参考人の意見の聴取

等の方法をとることにより、その審議に当該地方公共団体の多くの住民の意見が反映するよう努めるとともに、答申にあたつては、審議経過、答申の理由等を明確にし、住民の理解が得られるよう特に留意すること。

5 答申の内容の尊重

特別職の職員の給与を改定する際には、審議会の答申の額を上廻つて給与の額を決定し、または改定の実施時期を繰り上げることのないよう充分配慮すること。

別記（資料項目）

- 1 近年における消費者物価上昇率
- 2 人口・財政規模等が類似している他の地方公共団体の特別職の職員の給与月額
- 3 過去における特別職の職員の給与改定の状況
- 4 一般職の職員の給与改定の状況
- 5 議会費の前五ヶ年間の一般財源に対する構成割合および報酬を引き上げた場合における平年度ベースの構成割合の増加見込
- 6 当該地方公共団体の職員報酬月額総額の住民一人当り額と類似地方公共団体のそれとの比較
- 7 議会議員の活動状況（審議日数）

（注）5～7は、議会議員のみに係るものである。

○特別職の報酬等について

(昭和四八、一二、一〇、自治給第七七号
各都道府県知事宛 自治省行政局公務員部長通知)

特別職の報酬等については、「特別職の報酬等について」(昭和三九年自治給第二〇八号各都道府県知事あて自治事務次官通知)及び「特別職の職員の給与について」(昭和四三年自治給第九四号各都道府県知事あて行政局長通知)の趣旨に沿って措置されてきていることと思料するが、最近、一部の地方公共団体において、特別職の報酬等の決定に関し、一般職の職員に適用される給料表の特定の給料月額に一定割合を乗じて得た額とする等、いわゆるスライド方式を採用するむきが見受けられる。

特別職の報酬等は、その職務の特殊性に応じて定められるべきものであつて、生計費や民間賃金の上昇等に相応して決定される一般職の職員の給与とは自ずからその性格を異にし、また、その額は個々具体的に住民の前に明示するよう条例で定めるべきものであり、したがつて、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の報酬等についても自動的に引上げられることとなるような方式を採用することは、法の趣旨に違背するばかりでなく、特別職の報酬等の額の決定について広く民意を反映させるために設置されている特別職報酬等審議会の実効性が失われることにもなるので、かかる方式を採用することのないよう、厳に留意されたい。

なお、貴管下市(区)町村についても、この通知の趣旨に沿つて適切なご指導を願いたい。

○著作権法（抄）

（昭和四十五年五月六日）

（法律第四十八号）

（裁判手続等における複製）

第四十二条 著作物は、裁判手続のために必要と認められる場合及び立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 次に掲げる手続のために必要と認められる場合についても、前項と同様とする。

一 行政庁の行う特許、意匠若しくは商標に関する審査、実用新案に関する技術的な評価又は国際出願(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和三十五年法律第三十号)第二条に規定する国際出願をいう。))に関する国際調査若しくは国際予備審査に関する手続

二 行政庁若しくは独立行政法人の行う薬事(医療機器(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第四項に規定する医療機器をいう。))及び再生医療等製品(同条第九項に規定する再生医療等製品をいう。))に関する事項を含む。以下この号において同じ。))に関する審査若しくは調査又は行政庁若しくは独立行政法人に対する薬事に関する報告に関する手続

(平一八法一二一・平二五法八四・一部改正)

著作権法第42条の解説（引用）

出典： 詳解 著作権法 [第4版]

作花文雄 著 ぎょうせい

p374～375

以下引用

第42条では、司法、立法、行政の各機能は国家・社会の存立に不可欠のものであり、これらの目的のために必要な著作物の複製が許容されている。

（略）

立法又は行政目的の内部資料として必要な場合とは、国会や議会における法令審議や予算審議その他各種調査等、及び行政庁における行政事務遂行のため必要な複製のケースである。官公庁の職員が、単に職務上の参考として利用するような場合は、ここでの立法・行政目的には該当しない。

また、「内部資料」としての複製が許容されているのであり、外部に配布するような場合は本条に該当しない。ただし、審議会の審議資料として委員に配布するような場合は、ここでの内部資料と解される。

本条の規定によって許容される複製は、「必要と認められる限度」であり、かつ、「当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することと」ならない場合である。

したがって、著作物の一部分しか必要ないのに全部をコピーしたり、必要以上の部数のコピーは許容されない。また、〇〇行政ハンドブック等のように、本来、当該行政事務に携わる人の数だけ購入が予定されている性格の著作物であって、自由に複製されたのでは、当該商品の販売に影響を及ぼすことになる場合などは、その複製（とりわけ相当の分量に及ぶ場合）は許容されない。（略）当該著作物の市場への影響を勘案して、条理に従って判断する必要がある。

○地方自治法（抄）

（昭和二十二年四月十七日）

（法律第六十七号）

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員(教育委員会にあつては、教育長)、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

② 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)又は退職手当を支給することができる。

③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

(昭二二法一六九・昭二五法一四三・昭二六法二〇三・昭二七法三〇六・昭三一法一四七・昭三二法一四五・昭三二法一五四・昭三三法八七・昭三五法四二・昭三五法九三・昭三五法一五〇・昭三七法一〇九・昭三八法五四・昭三八法九九・昭三九法一三三・昭三九法一六九・昭四五法一一九・昭五〇法九・平元法七三・平三法一〇二・平九法一一二・平一一法一〇七・平一二法五一・平一四法四八・平一六法五三・平一六法八五・平一六法一一二・平一七法一一三・平二一法四一・平二四法三一・平二六法七六・一部改正)

○青森市特別職の職員の給与に関する条例

平成十七年四月一日
条例第四十九号

(趣旨)

第一条 この条例は、次に掲げる特別職の職員（以下「職員」という。）の受ける給与について、必要な事項を定めるものとする。

- 一 市長
- 二 副市長
- 三 公営企業管理者
- 四 教育長
- 五 常勤の監査委員
- 六 議会議員
- 七 教育委員会委員
- 八 選挙管理委員会委員
- 九 非常勤の監査委員
- 十 農業委員会委員
- 十一 固定資産評価審査委員会委員
- 十二 総合計画審議会委員
- 十三 国民保護協議会委員
- 十四 防災会議委員
- 十五 情報公開・個人情報保護審査会委員
- 十五の二 行政不服審査会委員
- 十六 指定管理者選定評価委員会委員
- 十七 公共サービス外部化監理委員会委員
- 十八 特別職報酬等審議会委員
- 十九 退職手当審査会委員
- 二十 公務災害補償等認定委員会委員
- 二十一 入札監視委員会委員
- 二十二 いじめ防止対策審議会委員
- 二十三 就学指導委員会委員
- 二十四 社会教育委員
- 二十五 スポーツ推進審議会委員
- 二十六 図書館協議会委員
- 二十七 健康福祉審議会委員
- 二十八 障害支援区分判定等審査会委員
- 二十九 子どもの権利擁護委員
- 三十 子ども・子育て会議委員
- 三十の二 いじめ調査委員会委員
- 三十一 民生委員推薦会委員
- 三十二 養護老人ホーム入所判定委員会委員
- 三十三 勤労青少年ホーム運営審議会委員
- 三十四 市営住宅入居者選考委員会委員
- 三十五 消費生活審査会委員
- 三十六 交通安全対策会議委員
- 三十七 中央卸売市場取引委員会委員
- 三十七の二 公設地方卸売市場取引委員会委員
- 三十八 中小企業者等新事業審査会委員
- 三十九 社会資本整備評価委員会委員
- 四十 景観審議会委員
- 四十一 都市計画審議会委員
- 四十二 開発審査会委員
- 四十三 土地区画整理審議会委員
- 四十四 住居表示審議会委員
- 四十五 建築審査会委員
- 四十六 国民健康保険運営協議会委員
- 四十七 地域密着型サービス等運営審議会委員
- 四十八 急病センター運営審議会委員
- 四十九 小児慢性特定疾病審査会委員
- 五十 感染症診査協議会委員
- 五十一 予防接種健康被害調査委員会委員
- 五十二 廃棄物減量等推進審議会委員
- 五十三 横内川水道水源保護審議会委員
- 五十四 病院運営審議会委員
- 五十五 自動車運送事業運営審議会委員
- 五十六 競輪経営企画委員会委員
- 五十七 地方独立行政法人評価委員会委員
- 五十八 第三セクター経営評価委員会委員
- 五十九 専門委員
- 六十 スポーツ推進委員

- 六十一 土地区画整理評価員
六十二 職員懲戒審査委員会委員
六十三 選挙長
六十四 投票管理者及び開票管理者
六十五 投票立会人、開票立会人及び選挙立会人
六十六 前各号に掲げる職員以外の非常勤の職員

(平成一八条例三・平成一八条例五・平成一八条例八・平成一八条例二二・平成一八条例二六・平成一八条例三二・平成一八条例四三・平成一八条例四四・平成一八条例四五・平成一八条例四六・平成一八条例六六・平成一九条例二・平成一九条例四・平成一九条例七・平成一九条例一八・平成二〇条例八・平成二〇条例五九・平成二二条例八・平成二三条例三四・平成二四条例二二・平成二四条例五八・平成二四条例六五・平成二五条例一六・平成二五条例二四・平成二五条例二九・平成二六条例三六・平成二七条例三・平成二七条例一〇・平成二七条例三八・平成二七条例四〇・平成二八条例四・一部改正)

(市長等の給与)

第二条 前条第一号から第五号までに掲げる職員（以下「市長等」という。）の受ける給与は、別に条例で定めるもののほか給料、期末手当及び寒冷地手当とする。

(平成二四条例五八・平成二七条例一〇・一部改正)

(市長等の給料月額)

第三条 市長等の給料月額は、別表一に定めるところによるものとする。

(平成二六条例六二・一部改正)

(市長等の期末手当及び寒冷地手当の支給)

第四条 市長等の期末手当及び寒冷地手当の支給については、青森市職員の給与に関する条例（平成十七年青森市条例第五十三号。以下「一般職給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、その例によるものとされる一般職給与条例第二十七条第二項において「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百四十二・五」と、「百分の百三十二・五」とあるのは「百分の百五十七・五」とする。ただし、一般職給与条例第二十七条第五項において規則で定めることとされている事項については、市長が別に定める。

(平成一七条例三一〇・平成一九条例五〇・平成二一条例三五・平成二二条例二九・平成二四条例六八・平成二六条例五一・平成二八条例一・一部改正)

(議会議員の給与)

第五条 議会議員の受ける給与は、別表二による議員報酬及び期末手当とする。

(平成二〇条例三九・全改)

(議会議員の議員報酬額)

第六条 新たに議会議員になった者には、その日から議員の議員報酬を支給する。

2 退職等により議会議員でなくなったときは、その日までの議員の議員報酬を支給する。ただし、死亡により議会議員でなくなったときは、その当月分までの議員の議員報酬を支給する。

3 新たに議長又は副議長になった者には、その日から議長又は副議長の議員報酬を支給する。

4 議長又は副議長でなくなったときは、その日から議員の議員報酬を支給する。ただし、死亡により議長又は副議長でなくなったときは、その当月分までの議長又は副議長の議員報酬を支給する。

5 前各項の規定により議会議員の議員報酬を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その議員報酬の額は、その月の現日数を基礎として日割りによつて計算する。

(平成二七条例三七・全改)

(議会議員の期末手当の支給)

第七条 議会議員の受ける期末手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、その例によるものとされる一般職給与条例第二十七条第二項において「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百四十二・五」と、「百分の百三十二・五」とあるのは「百分の百五十七・五」とする。ただし、一般職給与条例第二十七条第五項において規則で定めることとされている事項については、市長が別に定める。

(平成一七条例三一〇・平成一九条例五〇・一部改正、平成二〇条例三九・旧第六条繰下、平成二一条例三五・平成二二条例二九・平成二四条例六八・平成二六条例五一・平成二八条例一・一部改正)

(委員等の給与)

第八条 第一条第七号から第六十二号までに掲げる職員（以下「委員等」という。）の受ける給与は、別表三による報酬とする。

(平成二〇条例三九・追加、平成二四条例五八・平成二七条例一〇・一部改正)

(市長等、議会議員及び委員等以外の職員の給与)

第九条 第一条第六十三号から第六十六号までに掲げる職員に支給する給与は、報酬としてその額は市長と各任命権者が協議して定める。
(平成一八条例五・一部改正、平成二〇条例三九・旧第七条繰下・一部改正、平成二四条例五八・平成二七条例一〇・一部改正)

(委員等の報酬額)

第十条 委員等の報酬額が月額で定められている場合は、新たに委員等になった者には、その日から報酬を支給し、退職又は死亡等により委員等でなくなったときは、その当月分までの報酬を支給する。

2 委員等の報酬額が年額で定められている場合は、就職の月から退職又は死亡の月分まで月割計算によつて報酬を支給する。

3 委員等の報酬額が日額で定められている場合は、勤務日数に応じて報酬を支給する。

4 第一項及び第二項の場合における報酬は、重複してこれを支給しない。

(平成二〇条例三九・旧第八条繰下)

(給与の支給方法)

第十一条 給与の支給方法については、一般職の職員の例による。

(平成二〇条例三九・旧第九条繰下)

(委任)

第十二条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(平成二〇条例三九・旧第十条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、合併前の浪岡町議会議員であつた者で引き続き青森市議会議員とな

ったものの施行日以後の報酬の額については、平成十八年十一月二十五日までの間のうち議長又は副議長の報酬の額を受ける期間以外の期間にあつては、別表二の規定にかかわらず、月額五十一万五千円とする。

- 3 第六条の規定によりその規定の例によるとされる一般職給与条例第二十七条第二項の規定の適用については、同項に規定する在職期間に合併前の青森市議会又は浪岡町議会の議員としての在職期間を通算する。
- 4 施行日の前日までに、合併前の青森市特別職の職員の給与に関する条例（昭和三十一年青森市条例第三十五号）、浪岡町報酬に関する条例（昭和三十二年浪岡町条例第八号）又は浪岡町特別職の職員の給料等に関する条例（昭和三十年浪岡町条例第六号）（以下この項においてこれらを「合併前の条例」という。）の規定により支給すべき理由を生じた給与については、なお合併前の条例の例による。（平成二十一年六月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 5 平成二十一年六月に支給する期末手当に関する第四条及び第七条の規定の適用については、これらの規定中「百分の百六十」とあるのは「百分の百四十五」とする。

（平成二一条例二四・追加）

（議員報酬等に関する特例措置）

- 6 平成二十五年四月一日から平成二十六年十一月二十五日までの間における議会議員の議員報酬及び期末手当に関する別表二の規定の適用については、同表中「七一八、〇〇〇円」とあるのは「六四六、二〇〇円」と、「六五八、〇〇〇円」とあるのは「五九二、二〇〇円」と、「六三三、〇〇〇円」とあるのは「五六九、七〇〇円」とする。

（平成二五条例二六・追加）

（平成二十七年及び平成二十八年における市長及び副市長の給料月額等に関する特例措置）

- 7 平成二十七年一月一日から平成二十八年十二月三十一日までの間における市長及び副市長の給料月額並びに期末手当及び退職手当に関する別表一の規定の適用については、同表中「一、〇〇〇、〇〇〇円」とあるのは「八五〇、〇〇〇円」と、「七八八、〇〇〇円」とあるのは「七四八、六〇〇円」とする。

（平成二六条例六二・追加）

附 則（平成一七年一月条例第三一〇号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十七年十二月一日から施行する。

附 則（平成一八年三月条例第三号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年三月条例第五号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年三月条例第八号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年三月条例第二二号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年三月条例第二六号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年三月条例第三二号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年六月条例第四三号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則（平成一八年六月条例第四四号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則（平成一八年六月条例第四五号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則（平成一八年六月条例第四六号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則（平成一八年九月条例第六六号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年三月条例第二号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年三月条例第四号）

（施行期日）

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年三月条例第七号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年三月条例第一八号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則（平成一九年一月条例第五〇号）抄

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成十九年十二月一日から施行する。
附 則（平成二〇年三月条例第八号）抄
（施行期日）
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
附 則（平成二〇年八月条例第三九号）
（施行期日）
この条例は、公布の日又は地方自治法の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十九号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。
附 則（平成二〇年一二月条例第五九号）抄
（施行期日）
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
附 則（平成二一年五月条例第二四号）
（施行期日）
この条例は、平成二十一年六月一日から施行する。
附 則（平成二一年一二月条例第三五号）抄
（施行期日）
- 1 この条例は、平成二十一年十二月一日から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条、第八条、第九条、第十一条及び第十三条並びに附則第四項の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。
附 則（平成二二年三月条例第八号）抄
（施行期日）
- 1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。
附 則（平成二二年一二月条例第二九号）抄
（施行期日）
- 1 この条例は、平成二十二年十二月一日から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条、第八条及び第十条の規定は、平成二十三年四月一日から施行する。
附 則（平成二三年一二月条例第三四号）
（施行期日）
この条例は、公布の日から施行する。
附 則（平成二四年三月条例第二二号）抄
（施行期日）
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
附 則（平成二四年六月条例第五八号）
（施行期日）
この条例は、公布の日から施行する。
附 則（平成二四年一〇月条例第六五号）抄
（施行期日）
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
附 則（平成二四年一二月条例第六八号）
（施行期日）
この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条、第八条及び第十条の規定は、平成二十五年四月一日から施行する。
附 則（平成二五年三月条例第一六号）
（施行期日）
この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第二条、第三条、第四条（第十三条第二号の改正規定中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める部分に限る。）、第五条（題名の改正規定及び第一条の改正規定中見出しの改正規定及び「青森市障害程度区分判定等審査会」を「青森市障害支援区分判定等審査会」に改める部分に限る。）及び第七条（第十一条第一項第二号の改正規定中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める部分に限る。）は、平成二十六年四月一日から施行する。
附 則（平成二五年三月条例第二四号）
（施行期日）
この条例は、青森市子どもの権利条例（平成二十四年青森市条例第七十三号）第四章の規定の施行の日から施行する。
附 則（平成二五年三月条例第二六号）
（施行期日）
この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。
附 則（平成二五年六月条例第二九号）抄
（施行期日）
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
附 則（平成二六年九月条例第三六号）抄
（施行期日）
- 1 この条例は、平成二十七年一月一日から施行する。
附 則（平成二六年一二月条例第五一号）
（施行期日等）
- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条及び第八条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の青森市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定、第三条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付研究員条例」という。）の規定、第五条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定、第七条の規定による改正後の青森市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）の規定及び第九条の規定による改正後の青森市教育委員会教育長の給与等に関する条例（以下「改正後の教育長給与条例」という。）の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。
（平成二十六年四月一日前の異動者の号給の調整）
- 3 平成二十六年四月一日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例、改正後の任期付職員条例、改正後の特別職給与条例又は改正後の教育長給与条例を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の青森市職員の給与に関する条例、第三条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例、第五条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例、第七条の規定による改正前の青森市特別職の職員の給与に関する条例又は第九条の規定による改正前の青森市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例、改正後の任期付職員条例、改正後の特別職給与条例又は改正後の教育長給与条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (平成二六年一二月条例第六二号)

(施行期日)

この条例は、平成二十七年一月一日から施行する。

附 則 (平成二七年三月条例第三号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年三月条例第一〇号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の青森市特別職の職員の給与に関する条例、青森市費用弁償条例、青森市常勤の特別職の職員の退職手当に関する条例、青森市職員の退職手当に関する条例、青森市職員等の旅費に関する条例及び青森市教育委員会委員定数条例の規定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号。以下「改正法」という。）による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「改正後の地教行法」という。）第四条第一項に規定する教育長及び同条第二項に規定する教育委員会委員について適用し、改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「改正前の地教行法」という。）第四条第一項に規定する教育委員会委員、改正前の地教行法第十二条に規定する教育委員会委員長（改正法附則第二条第三項の規定により在任するものとされた教育委員会委員長を含む。）及び改正前の地教行法第十六条第一項に規定する教育長（改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により在職するものとされた教育長を含む。次項において同じ。）については、なお従前の例による。

附 則 (平成二七年六月条例第三七号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の青森市特別職の職員の給与に関する条例第六条の規定は、この条例の施行の日以後に支給事由が生じた議会議員の議員報酬について適用し、同日前に支給事由が生じた議会議員の議員報酬については、なお従前の例による。

附 則 (平成二七年九月条例第三八号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年九月条例第四〇号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年一二月条例第五〇号)

(施行期日)

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年二月条例第一号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条及び第八条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。
2 第一条の規定による改正後の青森市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定、第三条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付研究員条例」という。）の規定、第五条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定及び第七条の規定による改正後の青森市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の特別職給与条例を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の青森市職員の給与に関する条例、第三条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例、第五条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第七条の規定による改正前の青森市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の特別職給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成二八年三月条例第四号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

別表一 (第三条関係)

(平成一八条例三・平成一九条例四・平成二六条例六二・平成二七条例一〇・一部改正)

区分	給料額
市長	月額 一、〇〇〇、〇〇〇円
副市長	月額 七八八、〇〇〇円
公営企業管理者	月額 六三五、〇〇〇円
教育長	月額 六六〇、五〇〇円
常勤の監査委員	月額 五五八、六〇〇円

別表二 (第五条関係)

(平成二〇条例三九・追加、平成二六条例六二・一部改正)

区分	議員報酬額
----	-------

議会議員	月額 議長 六四六、二〇〇円 副議長 五九二、二〇〇円 議員 五六九、七〇〇円
------	---

別表三（第八条関係）

（平成二四条例五八・全改、平成二四条例六五・平成二五条例一六・平成二五条例二四・平成二五条例二九・平成二六条例三六・平成二七条例三・平成二七条例一〇・平成二七条例三八・平成二七条例四〇・平成二七条例五〇・平成二八条例四・一部改正）

区分	報酬額
教育委員会委員	月額 一〇五、四〇〇円
選挙管理委員会委員	月額 委員長 七六、三〇〇円 委員 五七、四〇〇円
非常勤の監査委員	月額 二二三、四〇〇円 ただし、議会議員の職にある委員の報酬は月額 五九、六〇〇円
農業委員会委員	月額 会長 七七、九〇〇円 会長代理 五三、三〇〇円 部会長 五二、〇〇〇円 委員 四六、〇〇〇円
固定資産評価審査委員会委員	日額 一二、六〇〇円
総合計画審議会委員	日額 八、七〇〇円
国民保護協議会委員	日額 八、七〇〇円
防災会議委員	日額 八、七〇〇円
情報公開・個人情報保護審査会委員	日額 八、七〇〇円
行政不服審査会委員	日額 八、七〇〇円
指定管理者選定評価委員会委員	日額 八、七〇〇円
公共サービス外部化監理委員会委員	日額 八、七〇〇円
特別職報酬等審議会委員	日額 八、七〇〇円
退職手当審査会委員	日額 八、七〇〇円
公務災害補償等認定委員会委員	日額 八、七〇〇円
入札監視委員会委員	日額 八、七〇〇円
いじめ防止対策審議会委員	日額 八、七〇〇円
就学指導委員会委員	日額 八、七〇〇円
社会教育委員	日額 八、七〇〇円
スポーツ推進審議会委員	日額 八、七〇〇円
図書館協議会委員	日額 八、七〇〇円
健康福祉審議会委員	日額 八、七〇〇円
障害支援区分判定等審査会委員	日額 一三、〇〇〇円
子どもの権利擁護委員	月額 一八〇、〇〇〇円
子ども・子育て会議委員	日額 八、七〇〇円
いじめ調査委員会委員	日額 八、七〇〇円
民生委員推薦会委員	日額 八、七〇〇円
養護老人ホーム入所判定委員会委員	日額 八、七〇〇円
勤労青少年ホーム運営審議会委員	日額 八、七〇〇円
市営住宅入居者選考委員会委員	日額 八、七〇〇円
消費生活審査会委員	日額 八、七〇〇円
交通安全対策会議委員	日額 八、七〇〇円
中央卸売市場取引委員会委員	日額 八、七〇〇円
公設地方卸売市場取引委員会委員	日額 八、七〇〇円
中小企業者等新事業審査会委員	日額 八、七〇〇円
社会資本整備評価委員会委員	日額 八、七〇〇円
景観審議会委員	日額 八、七〇〇円
都市計画審議会委員	日額 八、七〇〇円
開発審査会委員	日額 八、七〇〇円
土地区画整理審議会委員	日額 八、七〇〇円
住居表示審議会委員	日額 八、七〇〇円
建築審査会委員	日額 八、七〇〇円
国民健康保険運営協議会委員	日額 八、七〇〇円
地域密着型サービス等運営審議会委員	日額 八、七〇〇円
急病センター運営審議会委員	日額 八、七〇〇円
小児慢性特定疾病審査会委員	日額 八、七〇〇円
感染症診査協議会委員	日額 八、七〇〇円
予防接種健康被害調査委員会委員	日額 八、七〇〇円
廃棄物減量等推進審議会委員	日額 八、七〇〇円
横内川水道水源保護審議会委員	日額 八、七〇〇円
病院運営審議会委員	日額 八、七〇〇円
自動車運送事業運営審議会委員	日額 八、七〇〇円
競輪経営企画委員会委員	日額 八、七〇〇円
地方独立行政法人評価委員会委員	日額 八、七〇〇円

第三セクター経営評価委員会委員	日額 八、七〇〇円
専門委員	日額 八、七〇〇円
スポーツ推進委員	年額 五七、四〇〇円
土地区画整理評価員	日額 八、七〇〇円
職員懲戒審査委員会委員	日額 八、七〇〇円

市長・副市長の給料月額

平成28年4月1日現在

	条例 (H27. 1. 1施行)	削減措置 (H28. 12. 31まで)	
	給料月額	削減率	削減後の給料月額
市長	1, 000, 000円	15%	850, 000円
副市長	788, 000円	5%	748, 600円

《参考》

【市長】

削減措置の期間	条例	削減措置		
	給料月額	削減率 (条例との比較)	削減後の給料月額	削減率 (直近の削減後の 給料月額との比)
平成16年4月1日～平成18年3月31日	1, 180, 000円 (上限制)	10%	1, 062, 000円	－
平成18年4月1日～平成24年3月31日		20%	944, 000円	11%
平成24年4月1日～平成25年6月30日		23%	908, 600円	4%
平成25年7月1日～平成26年12月31日		約35%	771, 800円	15%
平成27年1月1日～平成28年12月31日	1, 000, 000円	15%	850, 000円	△10%

【副市長】

削減措置の期間	条例	削減措置		
	給料月額	削減率 (条例との比較)	削減後の給料月額	削減率 (直近の削減後の 給料月額との比)
平成16年4月1日～平成18年3月31日	931, 000円 (上限制)	5%	884, 450円	－
平成18年4月1日～平成24年3月31日		10%	837, 900円	5%
平成24年4月1日～平成25年6月30日		11%	828, 590円	1%
平成25年7月1日～平成26年12月31日		約20%	745, 200円	10%
平成27年1月1日～平成28年12月31日	788, 000円	5%	748, 600円	0%

市長・副市長の職務・職責について

一般職、特別職について【参照：橋本勇「新版 逐条地方公務員法」(学陽書房)】

区分	一般職	特別職
指揮命令関係	上司の命令に従って職務を遂行する	法律や自己の学識経験等に従って自らの責任で職務を遂行する
専務職	もっぱら地方公務員としての職務に従事する	他の職務を有することも妨げられない
終身職	定年に達するまでの勤務が想定されている	一定の任期が定められている
成績主義	受験成績、勤務成績など客観的な能力の実証に基づいて採用、昇任などが行われる	選挙、任命権者との信頼関係、特定の知識経験等に基づいて当該職に就く
政治職	政治的な中立性が要求される	政治的な中立性は要求されない

市長、副市長について【参照：松本英昭「新版 逐条地方自治法」(学陽書房)】

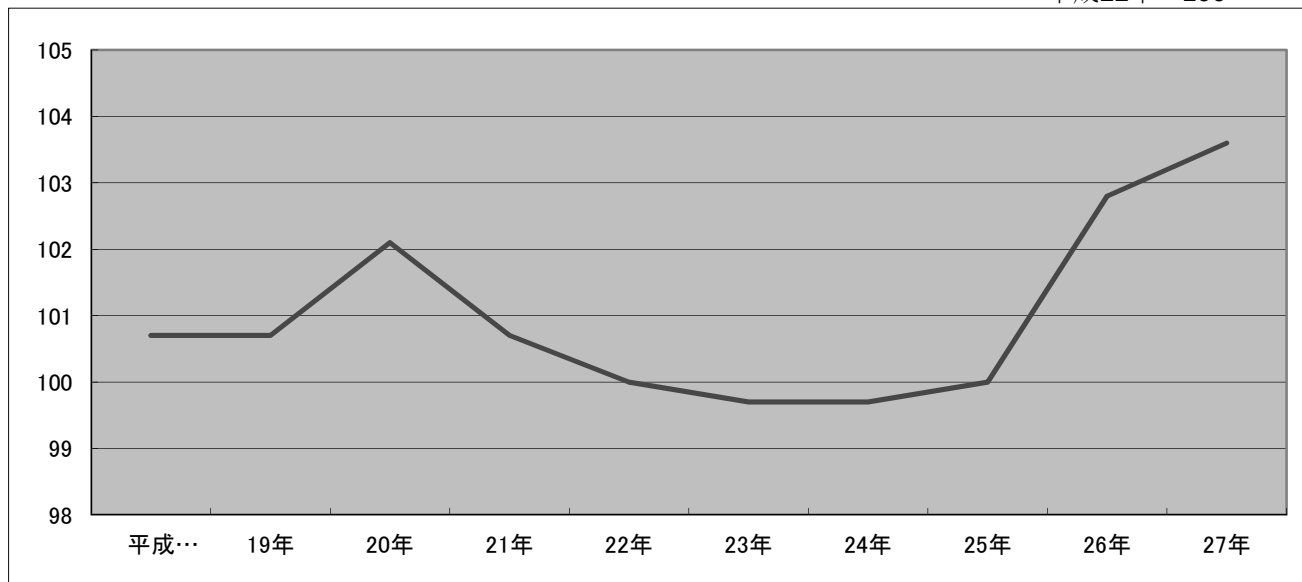
区分	市長	副市長
専任	・ 公選	・ 市長が議会の同意を得て選任 ・ 市長の補助機関
任期	4 年	4 年
退任	・ 失職 ・ 退職申出 ・ 住民の解職請求 ・ 議会の不信任議決	・ 失職 ・ 退職申出 ・ 住民の解職請求 ・ 市長による解職
職務	・ 市を統括し、代表する ・ 市の事務を管理し、執行する	・ 市長の補佐 ・ 市長の命を受け政策及び企画をつかさどる ・ 職員の担任する事務を監督 ・ 市長の職務の代理 ・ 市長から委任を受け、その権限に属する事務の一部を執行

近年における消費者物価指数の推移

図 1 過去10年における全国消費者物価指数の推移

【参照:総務省統計局「消費者物価指数年報 平成27年」】

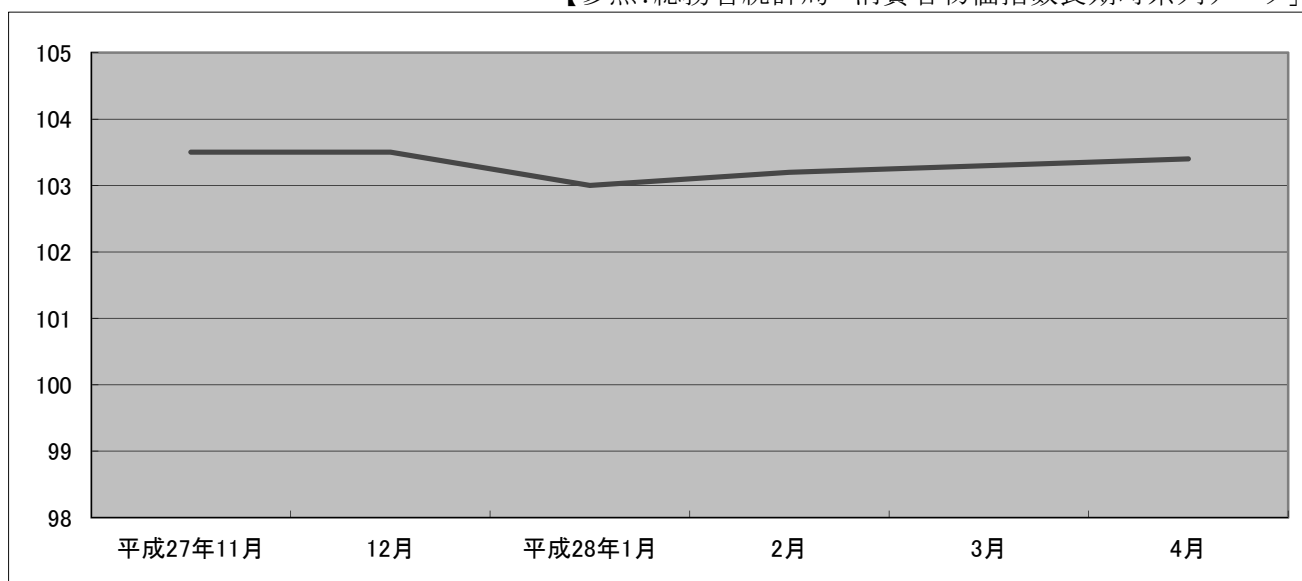
平成22年＝100



区分	平成18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
総合指数	100.7	100.7	102.1	100.7	100	99.7	99.7	100	102.8	103.6
前年比(%)	0.3	0	1.4	-1.4	-0.7	-0.3	0	0.4	2.7	0.8

図 2 直近6ヶ月間における全国消費者物価指数の推移(月別)

【参照:総務省統計局「消費者物価指数長期時系列データ」】



区分	平成27年11月	12月	平成28年1月	2月	3月	4月
総合指数	103.5	103.5	103	103.2	103.3	103.4

○ 市長

平成28年4月1日現在

No.	都市名	人口※1	給料月額					期末手当（削減後）				年収額		年収額		退職手当（削減後）		
			条例規定額	順位	減率率	減額措置後の額	順位	年間支給割合	加算	年間支給額	順位	本則	順位	削減後	順位	支給割合	一期支給額	順位
1	函館市	268,617	1,050,000	35		1,050,000	28	4.200	20%	5,292,000	17	17,892,000	24	17,892,000	21	55.00%	23,100,000	31
2	旭川市	345,288	1,050,000	35	18%	861,000	43	3.900	20%	4,914,000	28	17,514,000	35	15,246,000	44	45.10%	18,942,000	41
3	青森市	293,066	1,000,000	45	15%	850,000	44	3.000	20%	3,060,000	47	15,060,000	47	13,260,000	46	26.00%	10,608,000	44
4	盛岡市	294,106	1,138,000	9		1,138,000	5	3.100	20%	4,233,360	35	17,889,360	25	17,889,360	22	58.00%	31,681,920	3
5	秋田市	317,104	1,173,000	6	10%	1,055,700	25	3.000	20%	3,800,520	44	17,876,520	26	16,468,920	36	58.00%	32,656,320	2
6	郡山市	327,307	1,057,000	32	20%	845,600	45	3.100	20%	3,932,040	42	16,616,040	42	14,079,240	45	42.40%	21,512,064	38
7	いわき市	331,928	1,089,000	22		1,089,000	17	3.100	20%	4,051,080	38	17,119,080	38	17,119,080	30	45.00%	23,522,400	29
8	宇都宮市	521,820	1,180,000	2	6%	1,109,200	12	4.200	20%	5,590,368	9	19,750,368	1	18,900,768	8	40.00%	19,710,720	40
9	前橋市	339,366	1,125,000	12		1,125,000	7	3.150	45%	5,138,437	22	18,638,437	14	18,638,437	12	50.00%	27,000,000	17
10	高崎市	375,491	1,100,000	18		1,100,000	13	4.150	20%	5,478,000	12	18,678,000	13	18,678,000	11	50.00%	26,400,000	20
11	川越市	350,223	1,073,000	28		1,073,000	22	4.200	20%	5,732,395	5	18,608,395	15	18,608,395	13	45.00%	23,176,800	30
12	越谷市	336,565	1,051,000	34		1,051,000	27	4.200	20%	5,297,040	16	17,909,040	23	17,909,040	20	35.00%	20,305,320	39
13	船橋市	626,809	1,076,000	25		1,076,000	20	4.200	20%	6,073,804	3	18,985,804	9	18,985,804	7	44.00%	22,725,120	32
14	柏市	409,001	955,000	47		955,000	42	4.000	20%	4,859,040	31	16,319,040	44	16,319,040	38	36.00%	16,502,000	42
15	八王子市	562,795	1,110,000	15		1,110,000	9	4.300	20%	5,727,600	6	19,047,600	8	19,047,600	6	0.00%	0	45
16	横須賀市	414,664	1,075,000	26		1,075,000	21	3.150	45%	4,910,062	29	17,810,062	29	17,810,062	24	50.00%	25,800,000	23
17	富山市	419,123	1,031,000	41		1,031,000	32	3.350	※2	5,422,544	14	17,794,544	30	17,794,544	25	45.00%	22,269,600	34
18	金沢市	454,356	1,180,000	2		1,180,000	1	3.150	40%	5,203,800	20	19,363,800	6	19,363,800	4	54.00%	30,585,600	6
19	長野市	383,512	1,085,000	23		1,085,000	19	3.150	45%	4,955,737	25	17,975,737	21	17,975,737	18	42.00%	21,873,600	36
20	岐阜市	413,995	1,090,000	21		1,090,000	16	4.150	20%	5,428,200	13	18,508,200	16	18,508,200	14	60.00%	31,392,000	5
21	豊橋市	378,485	1,091,000	20		1,091,000	15	3.150	45%	5,106,861	23	18,198,861	18	18,198,861	16	60.00%	31,420,800	4
22	岡崎市	382,784	1,110,000	15		1,110,000	9	3.150	※2	5,405,589	15	18,725,589	11	18,725,589	9	50.00%	26,640,000	19
23	豊田市	422,571	1,129,000	11		1,129,000	6	3.150	45%	5,839,526	4	19,387,526	4	19,387,526	2	55.00%	29,805,600	9
24	大津市	342,434	1,032,000	40	30%	722,400	47	3.150	20%	3,315,816	46	15,699,816	46	11,984,616	47	43.00%	10,650,240	43
25	豊中市	403,030	1,035,000	38		1,035,000	30	4.200	20%	6,259,680	1	18,679,680	12	18,679,680	10	50.00%	24,840,000	26
26	高槻市	355,209	1,065,000	29	10%	958,500	41	4.150	20%	6,099,255	2	18,879,255	10	17,601,255	28	50.00%	25,560,000	25
27	枚方市	406,133	1,023,000	44	20%	818,400	46	4.200	20%	5,671,512	7	17,947,512	22	15,492,312	42	0.00%	0	45
28	東大阪市	496,659	1,030,000	42		1,030,000	34	4.050	20%	5,506,380	11	17,866,380	27	17,866,380	23	50.00%	24,720,000	27
29	姫路市	541,497	1,180,000	2		1,180,000	1	4.200	20%	5,206,772	19	19,366,772	5	19,366,772	3	54.00%	30,585,600	6
30	尼崎市	463,940	1,177,000	5	10%	1,059,300	23	3.150	45%	4,031,958	39	18,155,958	20	16,743,558	32	40.00%	22,598,400	33
31	西宮市	484,892	1,206,000	1	10%	1,085,400	18	3.780	20%	4,923,374	27	19,395,374	2	17,948,174	19	49.00%	28,365,120	12
32	奈良市	362,074	1,048,000	37		1,048,000	29	3.150	※2	5,182,884	21	17,758,884	31	17,758,884	26	0.00%	0	45
33	和歌山市	375,269	1,030,000	42	5%	978,500	36	3.100	※2	4,859,745	30	17,219,745	37	16,601,745	34	56.00%	27,686,400	16
34	倉敷市	483,970	1,150,000	8		1,150,000	4	4.050	20%	5,589,000	10	19,389,000	3	19,389,000	1	60.00%	33,120,000	1
35	呉市	232,925	1,034,000	39		1,034,000	31	4.200	20%	5,211,360	18	17,619,360	33	17,619,360	27	48.00%	23,823,360	28
36	福山市	471,974	1,120,000	13		1,120,000	8	4.200	20%	5,644,800	8	19,084,800	7	19,084,800	5	42.50%	26,656,000	18
37	下関市	272,360	1,060,000	30	5%	1,007,000	35	4.100	20%	4,954,440	26	17,674,440	32	17,038,440	31	60.00%	29,001,600	10
38	高松市	429,451	1,110,000	15		1,110,000	9	3.150	20%	4,195,800	36	17,515,800	34	17,515,800	29	50.00%	22,200,000	35
39	松山市	517,057	1,120,000	13	8%	1,030,400	33	3.200	20%	3,956,736	40	17,396,736	36	16,321,536	37	52.20%	28,062,720	14
40	高知市	336,052	1,075,000	26	10%	967,500	39	3.150	20%	4,063,500	37	16,963,500	39	15,673,500	41	42.00%	21,672,000	37
41	久留米市	306,700	1,097,000	19		1,097,000	14	3.150	45%	5,010,546	24	18,174,546	19	18,174,546	17	50.00%	26,328,000	21
42	長崎市	435,525	978,000	46		978,000	37	3.150	35%	4,283,712	33	16,019,712	45	16,019,712	39	60.00%	28,166,400	13
43	佐世保市	258,466	1,058,000	31		1,058,000	24	3.100	20%	3,935,760	41	16,631,760	41	16,631,760	33	57.00%	28,946,880	11
44	大分市	479,340	1,134,000	10	15%	963,900	40	3.150	40%	4,250,799	34	17,858,799	28	15,817,599	40	47.25%	25,719,000	24
45	宮崎市	405,681	1,053,000	33		1,053,000	26	3.100	20%	3,917,160	43	16,553,160	43	16,553,160	35	60.00%	30,326,400	8
46	鹿児島市	607,382	1,154,000	7		1,154,000	3	3.150	20%	4,362,120	32	18,210,120	17	18,210,120	15	50.00%	27,696,000	15
47	那覇市	324,169	1,085,000	23	10%	977,000	38	3.200	20%	3,751,680	45	16,771,680	40	15,475,680	43	50.00%	26,040,000	22
60万人以上（2市）平均			1,115,000	-	-	1,115,000	-	-	-	5,217,962	-	18,597,962	-	18,597,962	-	-	25,210,560	-
50万人以上（6市）平均			1,136,667	-	-	1,109,933	-	-	-	5,152,900	-	18,792,900	-	18,472,100	-	-	21,463,360	-
40万人以上（23市）平均			1,099,826	-	-	1,066,200	-	-	-	5,080,641	-	18,278,554	-	17,875,041	-	-	23,993,317	-
中核市（47市）平均			1,086,638	-	-	1,040,315	-	-	-	4,885,889	-	17,925,549	-	17,369,668	-	-	23,625,404	-

※1 H28.1.1現在 地方行政調査会 2016.6.6発行 第6709号「都道府県、市町村別人口・世帯数調べ」による。

※2 「給料＋地域手当」の場合 20%、「給料のみ」の場合 25%

※ H28.4.1現在 富山市実施調査による。

○ 副市長

平成28年4月1日現在

No.	都市名	人口※1	給料月額				期末手当（削減後）				年収額		年収額		退職手当（削減後）			
			条例規定額	順位	減額率	減額措置後の額	順位	年間支給割合	加算	年間支給額	順位	本則	順位	削減後	順位	支給割合	一期支給額	順位
1	函館市	268,617	830,000	43		830,000	35	4.200	20%	4,183,200	23	14,143,200	33	14,143,200	29	41.00%	13,612,000	31
2	旭川市	345,288	865,000	38	9%	787,150	40	3.900	20%	4,048,200	28	14,428,200	29	13,494,000	36	27.00%	9,342,000	44
3	青森市	293,066	788,000	46	5%	748,600	44	3.000	20%	2,694,960	47	12,150,960	47	11,678,160	46	15.00%	5,389,920	46
4	盛岡市	294,106	882,000	31		882,000	23	3.100	20%	3,281,040	39	13,865,040	38	13,865,040	31	33.00%	13,970,880	29
5	秋田市	317,104	899,000	16	5%	854,050	30	3.000	20%	3,074,580	46	13,862,580	39	13,323,180	39	38.00%	16,397,760	7
6	郡山市	327,307	888,000	29	20%	710,400	46	3.100	20%	3,303,360	38	13,959,360	37	11,828,160	45	30.50%	13,000,320	34
7	いわき市	331,928	891,000	24		891,000	18	3.100	20%	3,314,520	37	14,006,520	35	14,006,520	30	35.00%	14,968,800	19
8	宇都宮市	521,820	960,000	2	6%	902,400	11	4.200	20%	4,548,096	12	16,068,096	5	15,376,896	12	28.00%	11,225,088	40
9	前橋市	339,366	900,000	15		900,000	12	3.150	45%	4,110,750	24	14,910,750	21	14,910,750	21	35.00%	15,120,000	15
10	高崎市	375,491	880,000	33		880,000	25	4.150	20%	4,382,400	17	14,942,400	20	14,942,400	20	30.00%	12,672,000	36
11	川越市	350,223	896,000	21		896,000	15	4.200	20%	4,786,790	6	15,538,790	13	15,538,790	10	35.00%	15,052,800	17
12	越谷市	336,565	882,000	31		882,000	23	4.200	20%	4,445,280	15	15,029,280	18	15,029,280	18	21.00%	10,224,144	42
13	船橋市	626,809	818,000	45		818,000	37	4.200	20%	4,617,446	9	14,433,446	28	14,433,446	27	28.00%	10,993,920	41
14	柏市	409,001	785,000	47		785,000	41	4.000	20%	3,994,080	30	13,414,080	45	13,414,080	37	20.00%	7,536,000	45
15	八王子市	562,795	940,000	7		940,000	4	4.300	20%	4,850,400	5	16,130,400	4	16,130,400	3	27.00%	10,152,000	43
16	横須賀市	414,664	893,000	23		893,000	17	3.150	45%	4,078,777	26	14,794,777	23	14,794,777	23	33.00%	14,145,120	28
17	富山市	419,123	877,000	34		877,000	26	3.350	※2	4,612,581	10	15,136,581	15	15,136,581	14	33.75%	14,207,400	27
18	金沢市	454,356	960,000	2		960,000	1	3.150	40%	4,233,600	21	15,753,600	9	15,753,600	6	36.00%	16,588,800	6
19	長野市	383,512	889,000	28		889,000	21	3.150	45%	4,060,507	27	14,728,507	25	14,728,507	24	29.40%	12,545,568	37
20	岐阜市	413,995	890,000	25		890,000	19	4.150	20%	4,432,200	16	15,112,200	16	15,112,200	15	38.00%	16,233,600	8
21	豊橋市	378,485	915,000	13		915,000	9	3.150	45%	4,283,023	20	15,263,023	14	15,263,023	13	45.00%	17,568,000	4
22	岡崎市	382,784	932,000	9		932,000	5	3.150	※2	4,538,746	13	15,722,746	11	15,722,746	8	40.00%	17,894,400	2
23	豊田市	422,571	951,000	5		951,000	3	3.150	45%	4,918,857	4	16,330,857	2	16,330,857	1	40.00%	18,259,200	1
24	大津市	342,434	897,000	18	20%	717,600	45	3.150	20%	3,221,127	43	13,985,127	36	11,832,327	44	38.00%	12,270,960	38
25	豊中市	403,030	895,000	22		895,000	16	4.200	20%	5,412,960	1	16,152,960	3	16,152,960	2	35.00%	15,036,000	18
26	高槻市	355,209	935,000	8	10%	841,500	33	4.150	20%	5,354,745	2	16,574,745	1	15,452,745	11	30.00%	13,464,000	32
27	枚方市	406,133	890,000	25		890,000	19	4.200	20%	4,934,160	3	15,614,160	12	15,614,160	9	30.00%	12,816,000	35
28	東大阪市	496,659	870,000	36		870,000	28	4.050	20%	4,651,020	8	15,091,020	17	15,091,020	16	35.00%	14,616,000	24
29	姫路市	541,497	960,000	2		960,000	1	4.200	20%	4,485,196	14	16,005,196	6	16,005,196	4	32.00%	14,745,600	23
30	尼崎市	463,940	942,000	6	10%	847,800	31	3.150	45%	3,442,068	34	14,746,068	24	13,615,668	35	27.00%	12,208,320	39
31	西宮市	484,892	974,000	1	7%	905,820	10	3.864	20%	4,200,106	22	15,888,106	7	15,069,946	17	36.00%	16,830,720	5
32	奈良市	362,074	885,000	30		885,000	22	3.150	※2	4,376,767	18	14,996,767	19	14,996,767	19	0.00%	0	47
33	和歌山市	375,269	820,000	44	5%	779,000	42	3.100	※2	3,868,924	31	13,708,924	43	13,216,924	40	34.00%	13,382,400	33
34	倉敷市	483,970	930,000	11		930,000	7	4.050	20%	4,572,450	11	15,732,450	10	15,732,450	7	34.00%	15,177,600	14
35	呉市	232,925	860,000	39		860,000	29	4.200	20%	4,334,400	19	14,654,400	27	14,654,400	26	36.00%	14,860,800	22
36	福山市	471,974	930,000	11		930,000	7	4.200	20%	4,687,200	7	15,847,200	8	15,847,200	5	25.50%	14,545,200	25
37	下関市	272,360	860,000	39	5%	817,000	38	4.100	20%	4,019,640	29	14,339,640	30	13,823,640	32	45.00%	17,647,200	3
38	高松市	429,451	897,000	18		897,000	13	3.150	20%	3,390,660	36	14,154,660	32	14,154,660	28	40.00%	14,352,000	26
39	松山市	517,057	899,000	16	6%	845,060	32	3.200	20%	3,245,030	42	14,033,030	34	13,385,750	38	36.25%	15,642,600	11
40	高知市	336,052	866,000	37	5%	822,700	36	3.150	20%	3,273,480	40	13,665,480	44	13,145,880	41	36.00%	14,964,480	20
41	久留米市	306,700	897,000	18		897,000	13	3.150	45%	4,097,046	25	14,861,046	22	14,861,046	22	35.00%	15,069,600	16
42	長崎市	435,525	840,000	41		840,000	34	3.150	35%	3,679,262	32	13,759,262	40	13,759,262	33	39.00%	15,724,800	10
43	佐世保市	258,466	873,000	35		873,000	27	3.100	20%	3,247,560	41	13,723,560	42	13,723,560	34	37.00%	15,504,480	13
44	大分市	479,340	905,000	14	15%	769,250	43	3.100	40%	3,392,392	35	14,252,392	31	12,623,392	43	32.00%	13,900,000	30
45	宮崎市	405,681	840,000	41	90%	84,000	47	3.100	20%	3,124,800	44	13,204,800	46	4,132,800	47	40.00%	16,128,000	9
46	鹿児島市	607,382	931,000	10		931,000	6	3.150	20%	3,519,180	33	14,691,180	26	14,691,180	25	35.00%	15,640,800	12
47	那覇市	324,169	890,000	25	10%	801,000	39	3.200	20%	3,075,840	45	13,755,840	41	12,687,840	42	35.00%	14,952,000	21
60万人以上（2市）平均			874,500	-	-	874,500	-	-	-	4,068,313	-	14,562,313	-	14,562,313	-	-	13,317,360	-
50万人以上（6市）平均			918,000	-	-	899,410	-	-	-	4,210,891	-	15,226,891	-	15,003,811	-	-	13,066,668	-
40万人以上（23市）平均			903,348	-	-	852,667	-	-	-	4,218,370	-	15,058,544	-	14,450,369	-	-	14,204,555	-
中核市（47市）平均			891,426	-	-	848,986	-	-	-	4,051,051	-	14,748,158	-	14,238,880	-	-	13,757,006	-

※1 H28.1.1現在 地方行政調査会 2016.6.6発行 第6709号「都道府県、市町村別人口・世帯数調べ」による。

※2 「給料＋地域手当」の場合 20%、「給料のみ」の場合 25%

※ H28.4.1現在 富山市実施調査による。

青森市特別職職員の給料等の額の推移

(単位:千円/月)

区 分		平成9年8月1日				平成15年4月1日				平成16年4月1日(削減措置)			
		改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	本則	削減後	削減額	削減率
市長等	市 長	1,180	1,205	25	2.12%	1,205	1,180	△ 25	△ 2.07%	1,180	1,062	△ 118	△ 10.00%
	副市長 (助役)	930	950	20	2.15%	950	931	△ 19	△ 2.00%	931	884.45	△ 46.55	△ 5.00%
	収入役	810	825	15	1.85%	825	808	△ 17	△ 2.06%	808	767.60	△ 40.40	△ 5.00%
議員	議 長	700	725	25	3.57%	725	718	△ 7	△ 0.97%	718	—	—	—
	副議長	640	665	25	3.91%	665	658	△ 7	△ 1.05%	658	—	—	—
	議 員	615	640	25	4.07%	640	633	△ 7	△ 1.09%	633	—	—	—

区 分		平成18年4月1日(削減措置)				平成24年4月1日(削減措置)				平成25年4月1日(削減措置)			
		本則	削減後	削減額	削減率	本則	削減後	削減額	削減率	本則	削減後	削減額	削減率
市長等	市 長	1,180	944	△ 236	△ 20.00%	1,180	908.60	△ 271.40	△ 23.00%	1,180	908.60	△ 271.40	△ 23.00%
	副市長	931	837.90	△ 93.10	△ 10.00%	931	828.59	△ 102.41	△ 11.00%	931	828.59	△ 102.41	△ 11.00%
議員	議 長	718	—	—	—	718	—	—	—	718	646.20	△ 71.80	△ 10.00%
	副議長	658	—	—	—	658	—	—	—	658	592.20	△ 65.80	△ 10.00%
	議 員	633	—	—	—	633	—	—	—	633	569.70	△ 63.30	△ 10.00%

区 分		平成25年7月1日(削減措置)				平成27年1月1日(削減措置)			
		本則	削減後	削減額	削減率	本則	削減後	削減額	削減率
市長等	市 長	1,180	771.80	△ 408.20	△ 34.59%	1,000.00	850.00	△ 150.00	△ 15.00%
	副市長	931	745.20	△ 185.80	△ 19.96%	788.00	748.60	△ 39.40	△ 5.00%
議員	議 長	718	646.20	△ 71.80	△ 10.00%	646.20	646.20	0.00	0.00%
	副議長	658	592.20	△ 65.80	△ 10.00%	592.20	592.20	0.00	0.00%
	議 員	633	569.70	△ 63.30	△ 10.00%	569.70	569.70	0.00	0.00%

※市長等の給料の額について

平成26年12月31日までの削減後の額は、条例で規定されている上限額の範囲内で市長が定めた額。

平成27年 1月 1日以降の削減後の額は、条例附則で明記された額。

青森市一般職職員の平均給料月額

区 分	平成26年度	平成28年度
平均給料月額（円/人）	314,800円	315,400円
年度比較（％）	0.19％	

※「地方公務員給与実態調査」による。

対象：一般行政職

時点：4月1日現在の額

地方公務員（一般職）の給与決定の原則

原 則	内 容	該当条項
職務給の原則	職員の給与は、職務と責任に応ずるものでなければならない。	地方公務員法第 24 条第 1 項
均衡の原則	職員の給与は、(1) 生計費、(2) 国及び他の地方公共団体の職員の給与、(3) 民間事業の従事者の給与、(4) その他の事情を考慮して定めなければならない。	地方公務員法第 24 条第 3 項
条例主義	職員の給与は、条例で定めなければならず、また、法律又はこれに基づく条例に基づかない限り支給することができない。	地方公務員法第 24 条第 6 項、第 25 条第 1 項、地方自治法第 203 条の 2 第 4 項、第 204 条第 3 項、第 204 条の 2

○地方自治法（抄）

（昭和二十二年四月十七日）

（法律第六十七号）

第二百三条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

② 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

（平二〇法六九・追加）

10-02

地方自治法第 203 条の解説

出典：新版 逐条地方自治法 第7次改定版

※ 著作権保護 ※

議員報酬月額

平成28年4月1日現在

(単位:円)

役職	H26改正前		H26審議会	H26改正後	
	条例本則	支給額	答申	条例本則	支給額
議長	718,000	646,200	659,000	646,200	646,200
副議長	658,000	592,200	604,000	592,200	592,200
議員	633,000	569,700	581,000	569,700	569,700

○ 議長

平成28年4月1日現在

No.	都市名	人口※1	議員報酬月額					期末手当				年収額	
			条例規定額	順位	減額率	減額措置後の額	順位	年間支給割合	役職加算	年間支給額	順位	(削減後)	順位
1	函館市	268,617	630,000	46		630,000	46	4.200	20%	3,175,200	28	10,735,200	40
2	旭川市	345,288	625,000	47		625,000	47	4.000	20%	3,000,000	32	10,500,000	43
3	青森市	293,066	646,200	43		646,200	43	3.000	20%	2,326,320	46	10,080,720	46
4	盛岡市	294,106	711,000	28		711,000	28	3.100	20%	2,644,920	38	11,176,920	32
5	秋田市	317,104	704,000	29		704,000	29	2.975	20%	2,513,280	41	10,961,280	35
6	郡山市	327,307	685,000	33		685,000	33	3.050	20%	2,507,100	42	10,727,100	41
7	いわき市	331,928	700,000	30		700,000	30	3.100	20%	2,604,000	39	11,004,000	34
8	宇都宮市	521,820	800,000	4		800,000	4	4.200	20%	4,032,000	3	13,632,000	3
9	前橋市	339,366	655,000	41		655,000	41	3.150	45%	2,991,712	33	10,851,712	38
10	高崎市	375,491	635,000	45		635,000	45	4.150	20%	3,162,300	29	10,782,300	39
11	川越市	350,223	641,000	44		641,000	44	4.200	20%	3,230,640	26	10,922,640	37
12	越谷市	336,565	657,000	39		657,000	39	4.200	20%	3,311,280	20	11,195,280	31
13	船橋市	626,809	759,000	14		759,000	13	4.200	20%	3,825,360	8	12,933,360	11
14	柏市	409,001	663,000	36		663,000	36	4.100	20%	3,261,960	23	11,217,960	30
15	八王子市	562,795	750,000	16		750,000	15	4.300	20%	3,870,000	6	12,870,000	12
16	横須賀市	414,664	743,000	18		743,000	17	3.350	45%	3,609,122	14	12,525,122	14
17	富山市	419,123	715,000	26		715,000	26	3.100	45%	3,213,925	27	11,793,925	25
18	金沢市	454,356	810,000	3		810,000	3	3.100	40%	3,515,400	16	13,235,400	7
19	長野市	383,512	724,000	24		724,000	23	3.100	45%	3,254,380	24	11,942,380	21
20	岐阜市	413,995	770,000	10		770,000	10	4.150	20%	3,834,600	7	13,074,600	9
21	豊橋市	378,485	716,000	25		716,000	25	3.150	45%	3,270,330	22	11,862,330	23
22	岡崎市	382,784	712,000	27		712,000	27	3.150	45%	3,252,060	25	11,796,060	24
23	豊田市	422,571	753,000	15		753,000	14	3.100	45%	3,384,735	17	12,420,735	17
24	大津市	342,434	657,000	39		657,000	39	3.100	20%	2,444,040	44	10,328,040	45
25	豊中市	403,030	730,000	22		730,000	21	4.200	20%	3,679,200	13	12,439,200	16
26	高槻市	355,209	750,000	16		750,000	15	4.150	20%	3,735,000	12	12,735,000	13
27	枚方市	406,133	766,000	11	6%	720,000	24	4.100	20%	3,768,720	9	12,408,720	19
28	東大阪市	496,659	800,000	4		800,000	4	3.900	20%	3,744,000	11	13,344,000	5
29	姫路市	541,497	823,000	2		823,000	2	4.200	20%	4,147,920	2	14,023,920	2
30	尼崎市	463,940	797,000	6		797,000	6	3.100	45%	3,582,515	15	13,146,515	8
31	西宮市	484,892	827,000	1		827,000	1	4.200	20%	4,168,080	1	14,092,080	1
32	奈良市	362,074	733,000	20		733,000	19	3.100	45%	3,294,835	21	12,090,835	20
33	和歌山市	375,269	790,000	7		790,000	7	4.100	20%	3,886,800	5	13,366,800	4
34	倉敷市	483,970	780,000	9		780,000	9	4.200	20%	3,931,200	4	13,291,200	6
35	呉市	232,925	660,000	38		660,000	38	4.200	20%	3,326,400	18	11,246,400	29
36	福山市	471,974	765,000	13		765,000	12	4.100	20%	3,763,800	10	12,943,800	10
37	下関市	272,360	655,000	41		655,000	41	2.200	45%	2,089,450	47	9,949,450	47
38	高松市	429,451	727,000	23		727,000	22	3.150	20%	2,748,060	37	11,472,060	27
39	松山市	517,057	732,000	21		732,000	20	3.150	20%	2,766,960	35	11,550,960	26
40	高知市	336,052	678,000	35		678,000	35	3.000	20%	2,440,800	45	10,576,800	42
41	久留米市	306,700	683,000	34		683,000	34	3.100	45%	3,070,085	31	11,266,085	28
42	長崎市	435,525	737,000	19		737,000	18	3.100	35%	3,084,345	30	11,928,345	22
43	佐世保市	258,466	662,000	37		662,000	37	3.100	20%	2,462,640	43	10,406,640	44
44	大分市	479,340	766,000	11		766,000	11	3.150	－	3,324,440	19	12,516,440	15
45	宮崎市	405,681	696,000	31		696,000	31	3.100	20%	2,589,120	40	10,941,120	36
46	鹿児島市	607,382	790,000	7		790,000	7	3.100	20%	2,938,800	34	12,418,800	18
47	那覇市	324,169	694,000	32		694,000	32	3.300	20%	2,748,240	36	11,076,240	33
60万人以上(2 市)平均			774,500	－	－	774,500	－	－	－	3,382,080	－	12,676,080	－
50万人以上(6 市)平均			775,667	－	－	775,667	－	－	－	3,596,840	－	12,904,840	－
40万人以上(23 市)平均			760,826	－	－	758,826	－	－	－	3,512,359	－	12,618,272	－
中核市(47市)平均			721,323	－	－	720,345	－	－	－	3,223,959	－	11,868,095	－

※ 1 H28. 1. 1現在 地方行財政調査会 2016. 6. 6発行 第6709号「都道府県、市町村別人口・世帯数調べ」による。

※ 大分市実施調査及び各自治体ホームページ掲載例規集による。

○ 副議長

平成28年4月1日現在

No.	都市名	人口※1	議員報酬月額					期末手当				年収額	
			条例規定額	順位	減額率	減額措置後の額	順位	年間支給割合	役職加算	年間支給額	順位	(削減後)	順位
1	函館市	268,617	560,000	46		560,000	46	4.200	20%	2,822,400	30	9,542,400	43
2	旭川市	345,288	555,000	47		555,000	47	4.000	20%	2,664,000	34	9,324,000	45
3	青森市	293,066	592,200	42		592,200	42	3.000	20%	2,131,920	46	9,238,320	46
4	盛岡市	294,106	645,000	27		645,000	27	3.100	20%	2,399,400	39	10,139,400	34
5	秋田市	317,104	655,000	22		655,000	22	2.975	20%	2,338,350	40	10,198,350	32
6	郡山市	327,307	638,000	31		638,000	31	3.050	20%	2,335,080	41	9,991,080	38
7	いわき市	331,928	660,000	21		660,000	21	3.100	20%	2,455,200	37	10,375,200	26
8	宇都宮市	521,820	710,000	10		710,000	9	4.200	20%	3,578,400	4	12,098,400	7
9	前橋市	339,366	620,000	34		620,000	34	3.150	45%	2,831,850	29	10,271,850	29
10	高崎市	375,491	605,000	38		605,000	38	4.150	20%	3,012,900	20	10,272,900	28
11	川越市	350,223	588,000	45		588,000	45	4.200	20%	2,963,520	23	10,019,520	37
12	越谷市	336,565	591,000	43		591,000	43	4.200	20%	2,978,640	21	10,070,640	35
13	船橋市	626,809	686,000	16		686,000	15	4.200	20%	3,457,440	12	11,689,440	13
14	柏市	409,001	593,000	41		593,000	41	4.100	20%	2,917,560	25	10,033,560	36
15	八王子市	562,795	680,000	18		680,000	18	4.300	20%	3,508,800	8	11,668,800	14
16	横須賀市	414,664	680,000	18		680,000	18	3.350	45%	3,303,100	14	11,463,100	17
17	富山市	419,123	645,000	27		645,000	27	3.100	45%	2,899,275	27	10,639,275	24
18	金沢市	454,356	745,000	3		745,000	3	3.100	40%	3,233,300	15	12,173,300	6
19	長野市	383,512	647,000	25		647,000	25	3.100	45%	2,908,265	26	10,672,265	22
20	岐阜市	413,995	700,000	12		700,000	11	4.150	20%	3,486,000	9	11,886,000	9
21	豊橋市	378,485	651,000	24		651,000	24	3.150	45%	2,973,442	22	10,785,442	21
22	岡崎市	382,784	644,000	29		644,000	29	3.150	45%	2,941,470	24	10,669,470	23
23	豊田市	422,571	687,000	15		687,000	14	3.100	45%	3,088,065	17	11,332,065	19
24	大津市	342,434	611,000	37		611,000	37	3.100	20%	2,272,920	43	9,604,920	41
25	豊中市	403,030	690,000	14		690,000	13	4.200	20%	3,477,600	10	11,757,600	12
26	高槻市	355,209	710,000	10		710,000	9	4.150	20%	3,535,800	7	12,055,800	8
27	枚方市	406,133	727,000	6	6%	683,300	17	4.100	20%	3,576,840	5	11,776,440	11
28	東大阪市	496,659	740,000	4		740,000	4	3.900	20%	3,463,200	11	12,343,200	3
29	姫路市	541,497	747,000	2		747,000	2	4.200	20%	3,764,880	2	12,728,880	2
30	尼崎市	463,940	717,000	9		717,000	8	3.100	45%	3,222,915	16	11,826,915	10
31	西宮市	484,892	748,000	1		748,000	1	4.200	20%	3,769,920	1	12,745,920	1
32	奈良市	362,074	644,000	29		644,000	29	3.100	45%	2,894,780	28	10,622,780	25
33	和歌山市	375,269	720,000	7		720,000	6	4.100	20%	3,542,400	6	12,182,400	5
34	倉敷市	483,970	720,000	7		720,000	6	4.200	20%	3,628,800	3	12,268,800	4
35	呉市	232,925	600,000	40		600,000	40	4.200	20%	3,024,000	18	10,224,000	30
36	福山市	471,974	685,000	17		685,000	16	4.100	20%	3,370,200	13	11,590,200	16
37	下関市	272,360	590,000	44		590,000	44	2.200	45%	1,882,100	47	8,962,100	47
38	高松市	429,451	647,000	25		647,000	25	3.150	20%	2,445,660	38	10,209,660	31
39	松山市	517,057	654,000	23		654,000	23	3.150	20%	2,472,120	36	10,320,120	27
40	高知市	336,052	615,000	36		615,000	36	3.000	20%	2,214,000	45	9,594,000	42
41	久留米市	306,700	616,000	35		616,000	35	3.100	45%	2,768,920	32	10,160,920	33
42	長崎市	435,525	673,000	20		673,000	20	3.100	35%	2,816,505	31	10,892,505	20
43	佐世保市	258,466	602,000	39		602,000	39	3.100	20%	2,239,440	44	9,463,440	44
44	大分市	479,340	695,000	13		695,000	12	3.150	-	3,016,300	19	11,356,300	18
45	宮崎市	405,681	625,000	33		625,000	33	3.100	20%	2,325,000	42	9,825,000	40
46	鹿児島市	607,382	738,000	5		738,000	5	3.100	20%	2,745,360	33	11,601,360	15
47	那覇市	324,169	626,000	32		626,000	32	3.300	20%	2,478,960	35	9,990,960	39
60万人以上(2 市)平均			712,000	-	-	712,000	-	-	-	3,101,400	-	11,645,400	-
50万人以上(6 市)平均			702,500	-	-	702,500	-	-	-	3,254,500	-	11,684,500	-
40万人以上(23 市)平均			692,696	-	-	690,796	-	-	-	3,198,576	-	11,488,123	-
中核市(47市)平均			657,813	-	-	656,883	-	-	-	2,939,936	-	10,822,532	-

※ 1 H28. 1. 1現在 地方行財政調査会 2016. 6. 6発行 第6709号「都道府県、市町村別人口・世帯数調べ」による。

※ 大分市実施調査及び各自治体ホームページ掲載例規集による。

○ 議員

平成28年4月1日現在

No.	都市名	人口※1	議員報酬月額					期末手当				年収額	
			条例規定額	順位	減額率	減額措置後の額	順位	年間支給割合	役職加算	年間支給額	順位	(削減後)	順位
1	函館市	268,617	510,000	47		510,000	47	4.200	20%	2,570,400	32	8,690,400	45
2	旭川市	345,288	515,000	46		515,000	46	4.000	20%	2,472,000	34	8,652,000	46
3	青森市	293,066	569,700	41		569,700	41	3.000	20%	2,050,920	46	8,887,320	42
4	盛岡市	294,106	617,000	22		617,000	22	3.100	20%	2,295,240	39	9,699,240	30
5	秋田市	317,104	625,000	19		625,000	19	2.975	20%	2,231,250	40	9,731,250	29
6	郡山市	327,307	600,000	26		600,000	26	3.050	20%	2,196,000	41	9,396,000	37
7	いわき市	331,928	630,000	17		630,000	16	3.100	20%	2,343,600	36	9,903,600	21
8	宇都宮市	521,820	670,000	6		670,000	6	4.200	20%	3,376,800	3	11,416,800	5
9	前橋市	339,366	585,000	32		585,000	32	3.150	45%	2,671,987	28	9,691,987	32
10	高崎市	375,491	570,000	40		570,000	40	4.150	20%	2,838,600	19	9,678,600	34
11	川越市	350,223	576,000	37		576,000	37	4.200	20%	2,903,040	16	9,815,040	26
12	越谷市	336,565	575,000	38		575,000	38	4.200	20%	2,898,000	17	9,798,000	27
13	船橋市	626,809	613,000	23		613,000	23	4.200	20%	3,089,520	14	10,445,520	18
14	柏市	409,001	573,000	39		573,000	39	4.100	20%	2,819,160	21	9,695,160	31
15	八王子市	562,795	610,000	24		610,000	24	4.300	20%	3,147,600	11	10,467,600	17
16	横須賀市	414,664	646,000	12		646,000	11	3.350	45%	3,137,945	12	10,889,945	10
17	富山市	419,123	600,000	26		600,000	26	3.100	45%	2,697,000	24	9,897,000	22
18	金沢市	454,356	700,000	1		700,000	1	3.100	40%	3,038,000	15	11,438,000	4
19	長野市	383,512	600,000	26		600,000	26	3.100	45%	2,697,000	24	9,897,000	22
20	岐阜市	413,995	650,000	11		650,000	10	4.150	20%	3,237,000	9	11,037,000	9
21	豊橋市	378,485	585,000	32		585,000	32	3.150	45%	2,671,987	28	9,691,987	32
22	岡崎市	382,784	590,000	30		590,000	30	3.150	45%	2,694,825	26	9,774,825	28
23	豊田市	422,571	629,000	18		629,000	17	3.100	45%	2,827,355	20	10,375,355	19
24	大津市	342,434	563,000	42		563,000	42	3.100	20%	2,094,360	44	8,850,360	43
25	豊中市	403,030	635,000	15		635,000	14	4.200	20%	3,200,400	10	10,820,400	12
26	高槻市	355,209	660,000	9		660,000	8	4.150	20%	3,286,800	6	11,206,800	7
27	枚方市	406,133	669,000	8	6%	628,800	18	4.100	20%	3,291,480	5	10,837,080	11
28	東大阪市	496,659	700,000	1		700,000	1	3.900	20%	3,276,000	7	11,676,000	2
29	姫路市	541,497	685,000	5		685,000	5	4.200	20%	3,452,400	2	11,672,400	3
30	尼崎市	463,940	640,000	14		640,000	13	3.100	45%	2,876,800	18	10,556,800	15
31	西宮市	484,892	687,000	3		687,000	3	4.200	20%	3,462,480	1	11,706,480	1
32	奈良市	362,074	596,000	29		596,000	29	3.100	45%	2,679,020	27	9,831,020	24
33	和歌山市	375,269	660,000	9		660,000	8	4.100	20%	3,247,200	8	11,167,200	8
34	倉敷市	483,970	670,000	6		670,000	6	4.200	20%	3,376,800	3	11,416,800	5
35	呉市	232,925	550,000	44		550,000	44	4.200	20%	2,772,000	23	9,372,000	38
36	福山市	471,974	635,000	15		635,000	14	4.100	20%	3,124,200	13	10,744,200	14
37	下関市	272,360	545,000	45		545,000	45	2.200	45%	1,738,550	47	8,278,550	47
38	高松市	429,451	608,000	25		608,000	25	3.150	20%	2,298,240	38	9,594,240	36
39	松山市	517,057	623,000	20		623,000	20	3.150	20%	2,354,940	35	9,830,940	25
40	高知市	336,052	585,000	32		585,000	32	3.000	20%	2,106,000	43	9,126,000	41
41	久留米市	306,700	582,000	36		582,000	36	3.100	45%	2,616,090	30	9,600,090	35
42	長崎市	435,525	619,000	21		619,000	21	3.100	35%	2,590,515	31	10,018,515	20
43	佐世保市	258,466	563,000	42		563,000	42	3.100	20%	2,094,360	44	8,850,360	43
44	大分市	479,340	641,000	13		641,000	12	3.150	-	2,781,940	22	10,473,940	16
45	宮崎市	405,681	583,000	35		583,000	35	3.100	20%	2,168,760	42	9,164,760	40
46	鹿児島市	607,382	686,000	4		686,000	4	3.100	20%	2,551,920	33	10,783,920	13
47	那覇市	324,169	586,000	31		586,000	31	3.300	20%	2,320,560	37	9,352,560	39
60万人以上(2市)平均			649,500	-	-	649,500	-	-	-	2,820,720	-	10,614,720	-
50万人以上(6市)平均			647,833	-	-	647,833	-	-	-	2,995,530	-	10,769,530	-
40万人以上(23市)平均			642,261	-	-	640,513	-	-	-	2,964,228	-	10,650,385	-
中核市(47市)平均			612,972	-	-	612,117	-	-	-	2,737,597	-	10,083,001	-

※ 1 H28. 1. 1現在 地方行財政調査会 2016. 6. 6発行 第6709号「都道府県、市町村別人口・世帯数調べ」による。

※ 大分市実施調査及び各自治体ホームページ掲載例規集による。

議会費の前5ヶ年の一般財源に対する構成割合

単位：千円

区分	普通会計総額		うち議会費		左の割合		
	決算額 ①	一般財源額 ②	決算額 ③	一般財源額 ④	決算額割合 ③/①	一般財源総額・議会費割合 ③/②	一般財源割合 ④/②
平成27年度	116,677,099	74,514,607	679,340	679,037	0.58%	0.91%	0.91%
平成26年度	125,475,857	78,584,540	718,031	717,577	0.57%	0.91%	0.91%
平成25年度	132,961,041	82,145,011	723,626	723,221	0.54%	0.88%	0.88%
平成24年度	121,188,446	76,612,993	828,557	828,133	0.68%	1.08%	1.08%
平成23年度	117,450,969	77,990,897	899,083	898,736	0.77%	1.15%	1.15%

○「議会費」とは、議員報酬、議会事務局職員給料、職員手当等の人件費や、旅費、市議会だより配布業務、市議会会議録に係る速記・テープ反訳業務等の委託料、需用費、負担金補助及び交付金など、議会に係るすべての経費をいう。

参照) 青森市ホームページ 青森市財政状況等「財政状況資料集」

青森市の議員報酬月額総額の住民1人当たりの額と類似地方公共団体のそれとの比較

平成26年4月1日現在

No.	都市名	人口※1	市議会議員報酬年額（議員報酬＋期末手当）※2			議員定数※3	議員報酬年額	議員報酬年額	順位
			議長（円）	副議長（円）	議員（円）		合計（円）	合計/人口（円）	
1	函館市	268,617	10,735,200	9,542,400	8,690,400	30	263,608,800	981.36	26
2	旭川市	345,288	10,500,000	9,324,000	8,652,000	34	296,688,000	859.25	43
3	青森市	293,066	10,080,720	9,238,320	8,887,320	35	312,600,600	1066.66	15
4	盛岡市	294,106	11,176,920	10,139,400	9,699,240	38	370,488,960	1259.71	2
5	秋田市	317,104	10,961,280	10,198,350	9,731,250	39	381,215,880	1202.18	3
6	郡山市	327,307	10,727,100	9,991,080	9,396,000	38	358,974,180	1096.75	10
7	いわき市	331,928	11,004,000	10,375,200	9,903,600	37	368,005,200	1108.69	9
8	宇都宮市	521,820	13,632,000	12,098,400	11,416,800	45	516,652,800	990.10	23
9	前橋市	339,366	10,851,712	10,271,850	9,691,987	38	370,035,094	1090.37	11
10	高崎市	375,491	10,782,300	10,272,900	9,678,600	38	369,484,800	984.00	25
11	川越市	350,223	10,922,640	10,019,520	9,815,040	36	354,653,520	1012.65	21
12	越谷市	336,565	11,195,280	10,070,640	9,798,000	32	315,205,920	936.54	33
13	船橋市	626,809	12,933,360	11,689,440	10,445,520	50	526,007,760	839.18	45
14	柏市	409,001	11,217,960	10,033,560	9,695,160	36	350,886,960	857.91	44
15	八王子市	562,795	12,870,000	11,668,800	10,467,600	40	422,307,600	750.38	47
16	横須賀市	414,664	12,525,122	11,463,100	10,889,945	41	448,696,077	1082.07	12
17	富山市	419,123	11,793,925	10,639,275	9,897,000	40	398,519,200	950.84	32
18	金沢市	454,356	13,235,400	12,173,300	11,438,000	38	437,176,700	962.19	30
19	長野市	383,512	11,942,380	10,672,265	9,897,000	39	388,803,645	1013.80	20
20	岐阜市	413,995	13,074,600	11,886,000	11,037,000	38	422,292,600	1020.04	17
21	豊橋市	378,485	11,862,330	10,785,442	9,691,987	36	352,175,330	930.49	34
22	岡崎市	382,784	11,796,060	10,669,470	9,774,825	37	364,584,405	952.45	31
23	豊田市	422,571	12,420,735	11,332,065	10,375,355	45	469,893,065	1111.99	8
24	大津市	342,434	10,328,040	9,604,920	8,850,360	38	338,545,920	988.65	24
25	豊中市	403,030	12,439,200	11,757,600	10,820,400	36	392,090,400	972.86	25
26	高槻市	355,209	12,735,000	12,055,800	11,206,800	34	383,408,400	1079.39	12
27	枚方市	406,133	12,408,720	11,776,440	10,837,080	32	349,297,560	860.06	42
28	東大阪市	496,659	13,344,000	12,343,200	11,676,000	38	446,023,200	898.05	37
29	姫路市	541,497	14,023,920	12,728,880	11,672,400	47	552,010,800	1019.42	14
30	尼崎市	463,940	13,146,515	11,826,915	10,556,800	42	447,245,430	964.02	23
31	西宮市	484,892	14,092,080	12,745,920	11,706,480	41	483,390,720	996.90	17
32	奈良市	362,074	12,090,835	10,622,780	9,831,020	39	386,461,355	1067.35	9
33	和歌山市	375,269	13,366,800	12,182,400	11,167,200	38	427,568,400	1139.37	4
34	倉敷市	483,970	13,291,200	12,268,800	11,416,800	43	493,648,800	1020.00	12
35	呉市	232,925	11,246,400	10,224,000	9,372,000	34	321,374,400	1379.73	1
36	福山市	471,974	12,943,800	11,590,200	10,744,200	40	432,813,600	917.03	28
37	下関市	272,360	9,949,450	8,962,100	8,278,550	34	283,825,150	1042.10	10
38	高松市	429,451	11,472,060	10,209,660	9,594,240	40	386,262,840	899.43	29
39	松山市	517,057	11,550,960	10,320,120	9,830,940	43	424,939,620	821.84	34
40	高知市	336,052	10,576,800	9,594,000	9,126,000	34	312,202,800	929.03	23
41	久留米市	306,700	11,266,085	10,160,920	9,600,090	38	367,030,245	1196.71	2
42	長崎市	435,525	11,928,345	10,892,505	10,018,515	40	403,524,420	926.52	22
43	佐世保市	258,466	10,406,640	9,463,440	8,850,360	33	294,231,240	1138.38	5
44	大分市	479,340	12,516,440	11,356,300	10,473,940	44	463,778,220	967.53	16
45	宮崎市	405,681	10,941,120	9,825,000	9,164,760	40	369,027,000	909.65	21
46	鹿児島市	607,382	12,418,800	11,601,360	10,783,920	50	541,648,320	891.78	23
47	那覇市	324,169	11,076,240	9,990,960	9,352,560	40	376,464,480	1161.32	3
60万人以上（2市）平均			12,676,080	11,645,400	10,614,720.0	-	533,828,040	865.48	-
50万人以上（6市）平均			12,904,840	11,684,500	10,769,530.0	-	497,261,150	885.45	-
40万人以上（23市）平均			12,618,272	11,488,123	10,650,385.0	-	442,527,552	940.43	-
中核市（43市）平均			11,868,095	10,822,532	10,083,000.9	-	394,378,094	1005.25	-

※1 H28.1.1現在 地方行財政調査会 2016.6.6発行 第6709号「都道府県、市町村別人口・世帯数調べ」による。

※2 大分市実施調査及び各自治体ホームページ掲載例規集による。

※3 H28.4.1現在 各自治体ホームページ掲載例規集による。

青 森 市 議 会 要 覧

平成 28 年度版



青森市議会事務局

5 本会議の傍聴

(1) 傍聴券（傍聴証）の交付

一般の傍聴者に対しては、会議当日のみ傍聴できる傍聴券を先着順で交付し、住所、氏名、年齢を記入していただいている。

また、報道関係者及び市職員で議長が特に必要と認めた者には、会期を通じて傍聴できる傍聴証を交付している。（基本的に市政記者に交付している。）

(2) 傍聴席

一般席と報道関係者席に分かれており、一般席 87 席、報道関係者席 14 席を設けている。

本会議傍聴者数

定例会 臨時会の別	会 期		本会議 (日)	傍聴者数 (人)
	(月・日)	日数		
平成 27 年 第 2 回定例会	5.28～6.23	27 日	8 日	100 人
平成 27 年 第 3 回定例会	8.26～9.25	31 日	8 日	55 人
平成 27 年 第 4 回定例会	11.26～12.22	27 日	8 日	48 人
平成 28 年 第 1 回定例会	2.24～3.23	29 日	8 日	67 人
合 計			32 日	270 人

6 本会議開催状況（定例会・臨時会別内訳）

定例会 臨時会の別	会 期		本会議 (日)	実質会議時間 (時間：分)	会議時間 (時間：分)
	(月・日)	日 数			
平成 27 年 第 2 回定例会	5.28～6.23	27 日	8 日	26：22	40：55
平成 27 年 第 3 回定例会	8.26～9.25	31 日	8 日	30：03	40：56
平成 27 年 第 4 回定例会	11.26～12.22	27 日	8 日	27：10	36：42
平成 28 年 第 1 回定例会	2.24～3.23	29 日	8 日	33：19	44：55
合 計		114 日	32 日	116：54	163：28

9 議員提出議案等一覧表

提出時期	議案 番号	件 名	議 決 年月日	結 果	意見書等提出先
H27第2回 (定例会)	8	青森市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H27.6.23	原案可決	*****
H27第2回 (定例会)	9	青森市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	H27.6.23	原案可決	*****
H27第2回 (定例会)	10	労働基準法及び労働者派遣法の改正に反対する意見書	H27.6.23	否決	内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長
H27第2回 (定例会)	11	T P P 交渉に関する意見書	H27.6.23	否決	内閣総理大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
H27第2回 (定例会)	12	米価暴落対策を求める意見書	H27.6.23	否決	内閣総理大臣、農林水産大臣
H27第2回 (定例会)	13	「戦争法」制定に反対する意見書	H27.6.23	否決	内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官、衆議院議長、参議院議長
H27第2回 (定例会)	14	年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書	H27.6.23	原案可決	内閣総理大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長
H27第2回 (定例会)	15	地方単独事業に係る国民健康保険の減額措置の見直しを求める意見書	H27.6.23	原案可決	内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣
H27第2回 (定例会)	16	認知症への取り組みの充実強化に関する意見書	H27.6.23	原案可決	内閣総理大臣、厚生労働大臣
H27第2回 (定例会)	17	農林水産業の輸出促進に向けた施策の拡充を求める意見書	H27.6.23	原案可決	内閣総理大臣、農林水産大臣
H27第2回 (定例会)	18	青森駅周辺整備推進事業の速やかな実施を求める決議	H27.6.23	原案可決	*****
H27第2回 (定例会)	18 修正案	議員提出議案第18号「青森駅周辺整備推進事業の速やかな実施を求める決議」修正案	H27.6.23	否決	*****
H27第3回 (定例会)	19	T P P 交渉に関する意見書	H27.9.25	否決	内閣総理大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
H27第3回 (定例会)	20	政府による米価対策を求める意見書	H27.9.25	否決	内閣総理大臣、農林水産大臣
H27第3回 (定例会)	21	治安維持法犠牲者への国家賠償を求める意見書	H27.9.25	否決	内閣総理大臣、法務大臣
H27第3回 (定例会)	22	地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書	H27.9.25	原案可決	内閣総理大臣、財務大臣、財務大臣、地方創生担当大臣
H27第3回 (定例会)	23	I C T 利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める意見書	H27.9.25	原案可決	内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、地方創生担当大臣
H27第3回 (定例会)	24	原発再稼働の中止を求める意見書	H27.9.25	否決	内閣総理大臣、経済産業大臣、環境大臣、内閣官房長官、衆議院議長、参議院議長
H27第3回 (定例会)	25	議案第137号「平成27年度青森市一般会計補正予算（第4号）」に対する附帯決議	H27.9.25	原案可決	*****
H27第4回 (定例会)	26	青森県乳幼児はつらつ育成事業（子ども医療費助成事業）の拡充を求める意見書	H27.12.21	原案可決	青森県知事
H27第4回 (定例会)	27	夜間中学の整備と拡充を求める意見書	H27.12.21	原案可決	内閣総理大臣、文部科学大臣
H27第4回 (定例会)	28	ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書	H27.12.21	原案可決	内閣総理大臣、厚生労働大臣
H27第4回 (定例会)	29	地方大学の機能強化を求める意見書	H27.12.21	原案可決	内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、地方創生担当大臣
H27第4回 (定例会)	30	子どもの医療費無料化と国民健康保険に係る国庫負担金減額のペナルティーをやめることを求める意見書	H27.12.21	否決	内閣総理大臣、厚生労働大臣
H27第4回 (定例会)	31	若い人も高齢者も安心できる年金を求める意見書	H27.12.21	否決	内閣総理大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長
H27第4回 (定例会)	32	T P P 交渉に関する意見書	H27.12.21	否決	内閣総理大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
H27第4回 (定例会)	33	所得税法第56条の廃止を求める意見書	H27.12.21	否決	内閣総理大臣、財務大臣
H27第4回 (定例会)	34	複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書	H27.12.21	原案可決	内閣総理大臣、財務大臣
H27第4回 (定例会)	35	マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書	H27.12.21	原案可決	内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣

提出時期	議案 番号	件 名	議 決 年月日	結 果	意見書等提出先
H27第4回 (定例会)	36	沖縄県名護市辺野古における米軍新基地建設の中止を求める意見書	H27. 12. 21	否決	内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、 国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣、 内閣官房長官、内閣府特命担当大臣 (沖縄及び北方対策)、衆議院議長、 参議院議長
H27第4回 (定例会)	37	戦争法の採決強行に抗議し同法の廃止を求める意見書	H27. 12. 21	否決	内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、 内閣官房長官、衆議院議長、参議院議 長
H27第4回 (定例会)	38	労働基準法改正案の撤回を求める意見書	H27. 12. 21	否決	内閣総理大臣、厚生労働大臣、衆議院 議長、参議院議長
H27第4回 (定例会)	39	地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関 する意見書	H27. 12. 21	否決	総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大 臣、消費者庁長官
H28第1回 (定例会)	1	地方自治法第100条第12項の規定による協議又は調整を行うための場の設置 について	H28. 3. 23	原案可決	*****
H28第1回 (定例会)	2	奨学金制度の充実等を求める意見書	H28. 3. 23	原案可決	内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、 文部科学大臣、内閣官房長官、衆議院 議長、参議院議長
H28第1回 (定例会)	3	T P P 協定の国会批准を行わないことを求める意見書	H28. 3. 23	否決	内閣総理大臣、農林水産大臣、経済産 業大臣、経済再生担当大臣
H28第1回 (定例会)	4	児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書	H28. 3. 23	原案可決	内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、 文部科学大臣、厚生労働大臣、国家公 安委員会委員長
H28第1回 (定例会)	5	地方公会計の整備促進に係る意見書	H28. 3. 23	原案可決	内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、 衆議院議長、参議院議長
H28第1回 (定例会)	6	T P P の影響に関する国民の不安の払拭及び対策の確実な実行を求める意 見書	H28. 3. 23	原案可決	内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大 臣、農林水産大臣、経済再生担当大 臣、地方創生担当大臣
H28第1回 (定例会)	7	軽減税率の円滑な導入に向けた事業者支援の強化を求める意見書	H28. 3. 23	原案可決	内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大 臣
H28第1回 (定例会)	8	寡婦控除を未婚の母子世帯まで拡大することを求める意見書	H28. 3. 23	原案可決	内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大 臣、衆議院議長、参議院議長
H28第1回 (定例会)	9	議案第14号「平成28年度青森市一般会計予算」及び議案第66号「平 成27年度青森市一般会計補正予算（第8号）」に対する附帯決議	H28. 3. 23	原案可決	*****
H28第1回 (定例会)	10	青森駅前再開発ビル「アウガ」に市役所庁舎機能を導入することを求める 決議	H28. 3. 23	原案可決	*****

(4)開催概要

開催内容		委員会名	総務企画常任委員会	文教経済常任委員会	都市建設常任委員会	民生環境常任委員会	備 考
平成27年 4月	開 催 月 日		4月21日	4月21日	4月21日	4月21日	
	会 議 時 間 (分)		10:00 ～ 11:14	10:00 ～ 11:44	9:59 ～ 11:12	9:58 ～ 11:05	
	会 議 種 別		協議会	協議会	協議会	協議会	
	出席委員/0内は傍聴者数		9人中9人 (1人)	9人中9人 (1人)	8人中8人 (1人)	9人中8人 (1人)	
5月	開 催 月 日		5月20日	5月20日	5月20日	5月20日	
	会 議 時 間 (分)		10:00 ～ 12:01	10:00 ～ 12:05	10:00 ～ 10:47	9:59 ～ 11:46	
	会 議 種 別		協議会	協議会	協議会	協議会	
	出席委員/0内は傍聴者数		9人中9人 (0人)	9人中9人 (0人)	8人中8人 (0人)	9人中9人 (0人)	
6月	開 催 月 日		6月10日	6月10日	6月10日	6月10日	6月10日開催の総務企画常任委員会の休憩時間は11:57～13:00
	会 議 時 間 (分)		10:59 ～ 14:13	11:00 ～ 12:08	10:58 ～ 12:06	10:58 ～ 11:55	
	会 議 種 別		委員会	委員会	委員会	委員会	
	出席委員/0内は傍聴者数		9人中9人 (1人)	9人中9人 (3人)	8人中8人 (1人)	9人中9人 (1人)	
7月	開 催 月 日			7月6日		6月17日	6月17日開催の民生環境常任委員会は審問に対する答申書の確認
	会 議 時 間 (分)			15:30 ～ 16:13		12:59 ～ 13:05	
	会 議 種 別			協議会		0:06 委員会	
	出席委員/0内は傍聴者数			9人中8人 (0人)		9人中7人 (0人)	
8月	開 催 月 日		7月21日	7月21日	7月21日	7月21日	
	会 議 時 間 (分)		10:00 ～ 10:42	9:59 ～ 11:49	10:00 ～ 11:08	9:58 ～ 10:15	
	会 議 種 別		協議会	協議会	協議会	協議会	
	出席委員/0内は傍聴者数		9人中9人 (1人)	9人中9人 (1人)	8人中8人 (1人)	9人中9人 (1人)	
9月	開 催 月 日		8月18日	8月18日	8月18日	8月18日	
	会 議 時 間 (分)		9:59 ～ 12:17	9:59 ～ 12:52	10:00 ～ 11:09	9:58 ～ 11:50	
	会 議 種 別		協議会	協議会	協議会	協議会	
	出席委員/0内は傍聴者数		9人中9人 (1人)	9人中9人 (2人)	8人中8人 (1人)	9人中7人 (1人)	
10月	開 催 月 日					8月21日	
	会 議 時 間 (分)					12:59 ～ 13:14	
	会 議 種 別					0:15 協議会	
	出席委員/0内は傍聴者数					9人中8人 (0人)	
11月	開 催 月 日		9月8日	9月8日	9月8日	9月8日	
	会 議 時 間 (分)		10:59 ～ 12:29	10:59 ～ 11:53	10:59 ～ 11:22	10:59 ～ 12:08	
	会 議 種 別		委員会	委員会	委員会	委員会	
	出席委員/0内は傍聴者数		9人中9人 (0人)	9人中9人 (0人)	8人中8人 (0人)	9人中9人 (0人)	
12月	開 催 月 日					9月17日	9月17日開催の民生環境常任委員会は審問に対する答申書の確認
	会 議 時 間 (分)					9:59 ～ 10:04	
	会 議 種 別					0:05 委員会	
	出席委員/0内は傍聴者数					9人中8人 (0人)	
平成28年 1月	開 催 月 日		10月21日	10月21日	10月21日	10月21日	
	会 議 時 間 (分)		9:59 ～ 11:28	9:59 ～ 10:49	9:58 ～ 10:20	9:59 ～ 10:53	
	会 議 種 別		協議会	協議会	協議会	協議会	
	出席委員/0内は傍聴者数		9人中8人 (1人)	9人中9人 (1人)	8人中7人 (1人)	9人中8人 (1人)	
2月	開 催 月 日		11月18日	11月18日	11月18日	11月18日	
	会 議 時 間 (分)		10:00 ～ 11:08	9:59 ～ 11:28	9:58 ～ 10:41	9:58 ～ 11:35	
	会 議 種 別		協議会	協議会	協議会	協議会	
	出席委員/0内は傍聴者数		9人中9人 (0人)	9人中9人 (0人)	8人中6人 (0人)	9人中9人 (0人)	
3月	開 催 月 日		12月9日	12月9日	12月9日	12月9日	12月9日開催の文教経済常任委員会の休憩時間は12:43～13:31
	会 議 時 間 (分)		11:00 ～ 12:54	11:00 ～ 14:17	11:00 ～ 11:19	10:59 ～ 12:20	
	会 議 種 別		委員会	委員会	委員会	委員会	
	出席委員/0内は傍聴者数		8人中8人 (1人)	9人中9人 (1人)	8人中8人 (1人)	9人中9人 (1人)	
平成28年 2月	開 催 月 日			12月16日		12月16日	12月16日開催の民生環境常任委員会は審問に対する答申書の確認
	会 議 時 間 (分)			9:59 ～ 10:07		9:57 ～ 10:01	
	会 議 種 別			0:08 委員会		0:04 委員会	
	出席委員/0内は傍聴者数			9人中9人 (0人)		9人中8人 (0人)	
3月	開 催 月 日		1月21日	1月21日	1月21日	1月21日	
	会 議 時 間 (分)		9:59 ～ 10:58	9:59 ～ 11:09	9:59 ～ 10:45	9:59 ～ 11:30	
	会 議 種 別		協議会	協議会	協議会	協議会	
	出席委員/0内は傍聴者数		9人中8人 (1人)	9人中9人 (1人)	8人中7人 (1人)	9人中8人 (1人)	
3月	開 催 月 日		2月16日	2月16日	2月16日	2月16日	
	会 議 時 間 (分)		10:00 ～ 12:15	9:59 ～ 12:17	9:59 ～ 10:57	9:59 ～ 11:53	
	会 議 種 別		協議会	協議会	協議会	協議会	
	出席委員/0内は傍聴者数		9人中9人 (0人)	9人中8人 (0人)	8人中7人 (0人)	9人中9人 (0人)	
3月	開 催 月 日		3月8日	3月8日	3月8日	3月8日	
	会 議 時 間 (分)		11:00 ～ 13:55	10:59 ～ 12:28	10:59 ～ 11:26	10:59 ～ 13:58	
	会 議 種 別		委員会	委員会	委員会	委員会	
	出席委員/0内は傍聴者数		9人中9人 (1人)	9人中9人 (4人)	8人中8人 (1人)	9人中9人 (1人)	
3月	開 催 月 日			3月18日		3月16日	3月16日開催の民生環境常任委員会は審問に対する答申書の確認
	会 議 時 間 (分)			15:59 ～ 17:10		10:00 ～ 10:04	
	会 議 種 別			1:11 委員会		0:04 委員会	
	出席委員/0内は傍聴者数			9人中9人 (0人)		9人中9人 (0人)	
視 察			総務企画常任委員会(7月:春日井市、豊田市) 文教経済常任委員会(7月:呉市、岡山市) 都市建設常任委員会(7月:鳥取市、堺市) 民生環境常任委員会(7月:豊橋市、沼津市)				

(4)開催概要

開催内容		委員会名	雪対策特別委員会	まちづくり対策特別委員会	議会広報広聴特別委員会	備 考
平成27年 4月	開 催 月 日		4月30日		4月8日	
	会 議 時 間 (分)		9:58 ～ 10:51 0:53		10:00 ～ 11:45 1:45	
	会 議 種 別		委員会		委員会	
	出 席 委 員 (人)		12人中11人 (0人)		12人中12人 (0人)	
	開 催 月 日				4月15日	
	会 議 時 間 (分)				9:59 ～ 11:31 1:32	
	会 議 種 別				委員会	
	出 席 委 員 (人)				12人中11人 (0人)	
	開 催 月 日				4月28日	
	会 議 時 間 (分)				10:00 ～ 10:47 0:47	
	会 議 種 別				委員会	
	出 席 委 員 (人)				12人中10人 (0人)	
5月	開 催 月 日			5月20日 13:31 ～ 15:15		5月20日開催のまちづくり対策特別委員会の 休憩時間は14:54～ 15:13
	会 議 時 間 (分)			1:44		
	会 議 種 別			委員会		
	出席委員/0内は傍聴者数			11人中10人 (1人)		
6月	開 催 月 日					
	会 議 時 間 (分)					
	会 議 種 別					
	出席委員/0内は傍聴者数					
7月	開 催 月 日		7月22日	7月6日	7月7日	
	会 議 時 間 (分)		10:00 ～ 10:35 0:35	11:15 ～ 12:03 0:48	9:58 ～ 10:19 0:21	
	会 議 種 別		委員会	委員会	委員会	
	出席委員/0内は傍聴者数		12人中12人 (0人)	11人中10人 (0人)	12人中12人 (0人)	
	開 催 月 日				7月17日	
	会 議 時 間 (分)				10:01 ～ 11:49 1:48	
	会 議 種 別				委員会	
	出席委員/0内は傍聴者数				12人中12人 (0人)	
8月	開 催 月 日			8月18日 13:30 ～ 15:04		8月18日開催のまちづくり対策特別委員会の 休憩時間は14:25～ 15:03
	会 議 時 間 (分)			1:34		
	会 議 種 別			委員会		
	出席委員/0内は傍聴者数			11人中10人 (1人)		
9月	開 催 月 日				9月28日 10:00 ～ 11:52	
	会 議 時 間 (分)				1:52	
	会 議 種 別				委員会	
	出席委員/0内は傍聴者数				12人中12人 (0人)	
10月	開 催 月 日				10月20日 10:00 ～ 11:16	
	会 議 時 間 (分)				1:16	
	会 議 種 別				委員会	
	出席委員/0内は傍聴者数				12人中11人 (0人)	
11月	開 催 月 日		11月17日	11月18日		11月18日開催のまちづくり対策特別委員会の 休憩時間は14:31～ 15:41
	会 議 時 間 (分)		13:28 ～ 13:55 0:27	13:29 ～ 15:42 2:13		
	会 議 種 別		委員会	委員会		
	出席委員/0内は傍聴者数		12人中10人 (0人)	11人中9人 (0人)		
12月	開 催 月 日				12月25日 10:00 ～ 10:50	
	会 議 時 間 (分)				0:50	
	会 議 種 別				委員会	
	出席委員/0内は傍聴者数				12人中11人 (0人)	
平成28年 1月	開 催 月 日				1月19日 10:00 ～ 10:41	
	会 議 時 間 (分)				0:41	
	会 議 種 別				委員会	
	出 席 委 員 (人)				12人中9人 (0人)	
2月	開 催 月 日		2月2日	2月16日		2月16日開催のまちづくり対策特別委員会の 休憩時間は14:44～ 15:27
	会 議 時 間 (分)		9:59 ～ 10:40 0:41	13:29 ～ 15:28 1:59		
	会 議 種 別		委員会	委員会		
	出 席 委 員 (人)		12人中12人 (0人)	11人中9人 (0人)		
3月	開 催 月 日					
	会 議 時 間 (分)					
	会 議 種 別					
	出 席 委 員 (人)					
視 察	雪対策特別委員会(10月:旭川市) まちづくり対策特別委員会(5月:富山市) 議会広報広聴特別委員会(10月:相模原市、あきる野市)					

(7)開催概要

開催内容		委員会名			予算特別委員会			備 考	
平成27年 6月	開 催 月 日	6月10日		6月12日		6月15日			
	会 議 時 間 (分)	10:39 ～ 10:45		9:59 ～ 16:48		10:00 ～ 16:18			
	(休 憩 時 間)	0:06		6:49		6:18			
	(実 会 議 時 間)	0:06		1:28		1:41			
	会 議 種 別	委員会(組織会)		委員会		委員会			
	出席委員/0内は傍聴者数	25人中25人 (0人)		25人中25人 (0人)		25人中25人 (0人)			
9月	開 催 月 日	9月8日		9月14日		9月15日			
	会 議 時 間 (分)	10:24 ～ 10:29		10:00 ～ 16:51		10:00 ～ 17:17			
	(休 憩 時 間)	0:05		6:51		7:17			
	(実 会 議 時 間)	0:05		1:40		3:00			
	会 議 種 別	委員会(組織会)		委員会		委員会			
	出席委員/0内は傍聴者数	20人中20人 (0人)		20人中20人 (0人)		20人中20人 (0人)			
12月	開 催 月 日	12月9日		12月11日		12月14日			
	会 議 時 間 (分)	10:34 ～ 10:40		10:00 ～ 16:44		10:00 ～ 19:00			
	(休 憩 時 間)	0:06		6:44		9:00			
	(実 会 議 時 間)	0:06		5:06		4:23			
	会 議 種 別	委員会(組織会)		委員会		委員会			
	出席委員/0内は傍聴者数	25人中25人 (0人)		25人中25人 (0人)		25人中25人 (0人)			
平成28年 3月	開 催 月 日	3月8日		3月10日		3月14日			
	会 議 時 間 (分)	10:34 ～ 10:39		9:59 ～ 16:59		10:00 ～ 17:01			
	(休 憩 時 間)	0:05		7:00		7:01			
	(実 会 議 時 間)	0:05		1:33		1:58			
	会 議 種 別	委員会(組織会)		委員会		委員会			
	出席委員/0内は傍聴者数	26人中26人 (0人)		26人中26人 (5人)		26人中26人 (0人)			
	開 催 月 日	3月15日							
	会 議 時 間 (分)	9:59 ～ 17:08							
	(休 憩 時 間)	7:09							
	(実 会 議 時 間)	2:07							
	会 議 種 別	委員会							
	出席委員/0内は傍聴者数	26人中26人 (2人)							

開催内容		委員会名			決算特別委員会			備 考
平成27年 9月	開 催 月 日	9月8日		9月10日		9月11日		
	会 議 時 間 (分)	10:39 ～ 10:45		10:00 ～ 16:20		9:59 ～ 14:27		
	(休 憩 時 間)	0:06		6:20		4:28		
	(実 会 議 時 間)			1:40		1:01		
	(実 会 議 時 間)	0:06		4:40		3:27		
	会 議 種 別	委員会(組織会)		委員会		委員会		
	出 席 委 員 (人)	20人中20人		20人中20人		20人中20人		

(4)開催概要

開催内容		委員会名		議 会 運 営 委 員 会							備 考
平成27年 4月	開 催 月 日	4月21日									
	会 議 時 間 (分)	9:00 ～ 9:32									
		0:32									
	出席委員/0内は傍聴者数	10人中8人(0人)									
5月	開 催 月 日	5月21日		5月26日		5月28日					
	会 議 時 間 (分)	10:00 ～ 11:28		13:30 ～ 14:02		10:30 ～ 10:33					
		1:28		0:32		0:03					
	出席委員/0内は傍聴者数	10人中10人(0人)		10人中10人(0人)		10人中10人(0人)					
6月	開 催 月 日	6月1日		6月3日		6月4日		6月18日		6月22日	
	会 議 時 間 (分)	13:00 ～ 13:11		15:15 ～ 15:35		12:45 ～ 12:52		10:00 ～ 11:12		13:29 ～ 13:53	
		0:11		0:20		0:07		1:12		0:24	
	出席委員/0内は傍聴者数	10人中10人(0人)		10人中10人(0人)		10人中10人(0人)		10人中10人(0人)		10人中10人(0人)	
	開 催 月 日	6月23日		6月23日		6月23日		6月23日			
	会 議 時 間 (分)	11:49 ～ 13:01		13:24 ～ 13:47		16:49 ～ 17:10		18:05 ～ 19:40			
	1:12		0:23		0:21		1:35				
出席委員/0内は傍聴者数	10人中10人(0人)		10人中10人(0人)		10人中10人(0人)		10人中10人(0人)				
7月	開 催 月 日	7月17日		7月21日							
	会 議 時 間 (分)	13:30 ～ 14:01		13:30 ～ 13:36							
		0:31		0:06							
	出席委員/0内は傍聴者数	10人中10人(0人)		10人中10人(0人)							
8月	開 催 月 日	8月19日		8月24日		8月28日					
	会 議 時 間 (分)	10:00 ～ 10:58		13:30 ～ 13:51		13:15 ～ 13:42					
		0:58		0:21		0:27					
	出席委員/0内は傍聴者数	10人中9人(0人)		10人中10人(0人)		10人中9人(0人)					
9月	開 催 月 日	9月1日		9月2日		9月3日		9月4日		9月7日	
	会 議 時 間 (分)	15:30 ～ 15:43		12:50 ～ 12:57		15:21 ～ 15:35		15:10 ～ 15:12		15:40 ～ 15:50	
		0:13		0:07		0:14		0:02		0:10	
	出席委員/0内は傍聴者数	10人中10人(0人)		10人中10人(0人)		10人中9人(0人)		10人中10人(0人)		10人中10人(0人)	
	開 催 月 日	9月24日		9月25日							
	会 議 時 間 (分)	10:00 ～ 10:32		10:58 ～ 11:18							
	0:32		0:20								
出席委員/0内は傍聴者数	10人中9人(0人)		10人中10人(0人)								
10月	開 催 月 日	10月21日									
	会 議 時 間 (分)	13:00 ～ 13:40									
		0:40									
	出席委員/0内は傍聴者数	10人中10人(0人)									
11月	開 催 月 日	11月19日		11月24日		11月30日					
	会 議 時 間 (分)	9:59 ～ 11:19		13:30 ～ 14:00		13:00 ～ 13:10					
		1:20		0:30		0:10					
	出席委員/0内は傍聴者数	10人中10人(0人)		10人中9人(0人)		10人中10人(0人)					
12月	開 催 月 日	12月2日		12月3日		12月15日		12月21日			
	会 議 時 間 (分)	15:14 ～ 15:24		12:30 ～ 12:36		10:00 ～ 10:12		9:59 ～ 10:24			
		0:10		0:06		0:12		0:25			
	出席委員/0内は傍聴者数	10人中10人(0人)		10人中10人(0人)		10人中10人(0人)		10人中10人(0人)			
平成28年 1月	開 催 月 日	1月21日									
	会 議 時 間 (分)	13:00 ～ 13:17									
		0:17									
	出席委員/0内は傍聴者数	10人中8人(0人)									
2月	開 催 月 日	2月17日		2月22日		2月26日					
	会 議 時 間 (分)	9:59 ～ 11:24		13:29 ～ 14:05		13:00 ～ 13:30					
		1:25		0:36		0:30					
	出席委員/0内は傍聴者数	10人中10人(0人)		10人中10人(0人)		10人中10人(0人)					
3月	開 催 月 日	3月1日		3月2日		3月22日		3月23日		3月23日	
	会 議 時 間 (分)	15:15 ～ 15:30		12:45 ～ 12:52		9:59 ～ 10:47		12:44 ～ 13:11		14:59 ～ 15:38	
		0:15		0:07		0:48		0:27		0:39	
	出席委員/0内は傍聴者数	10人中10人(0人)		10人中10人(0人)		10人中9人(0人)		10人中10人(0人)		10人中10人(0人)	
視 察		10月: 柏市、町田市									

平成27年第1回

議員と力だる会

(議会報告会・意見交換会)

—議員と市民のみなさんとの意見交換会—

■ 日 時：平成27年5月24日（日）
13時30分～15時30分

■ 内 容

◇平成27年第1回定例会の報告
(子ども医療費助成について)

◇自由意見交換

◎進行役

○アピオあおもり

青森中央学院大学 佐藤 淳 准教授

○浪岡中央公民館

青森大学 櫛引 素夫 准教授

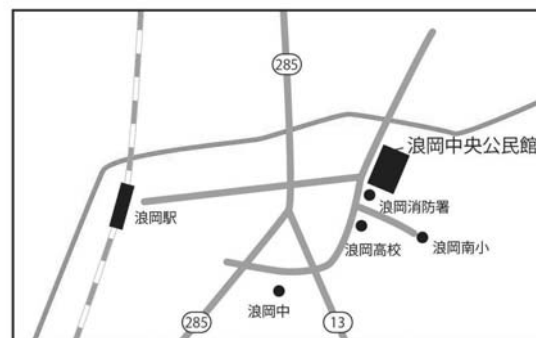


■ 会 場 (2カ所同時開催)

◇アピオあおもり 2階大研修室



◇浪岡中央公民館 3階会議室 (1～3)



※お席に限りがありますのでお早めにお越しください。

※各会場とも駐車場に限りがありますので、できるだけ公共交通機関やお乗り合わせ等によりお越しくださいますようご協力をお願いします。

主催・お問い合わせ 青 森 市 議 会

TEL 017-734-5743

FAX 017-734-5824



平成27年第2回

議員と力だる会

(議会報告会・意見交換会)

—議員と市民のみなさんとの意見交換会—

■ 日 時：平成27年10月25日(日)
13時30分～15時30分

■ 内 容

◇議会報告

(青森駅周辺整備推進事業について)

◇自由意見交換

◎進行役

○アピオあおもり

青森中央学院大学 佐藤 淳 准教授

○浪岡中央公民館

青森大学 櫛引 素夫 准教授

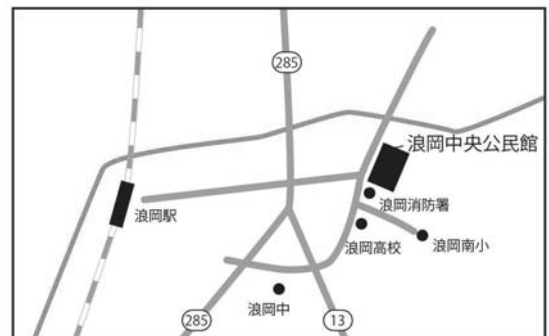


■ 会 場 (2カ所同時開催)

◇アピオあおもり 2階大研修室



◇浪岡中央公民館 3階会議室(1～3)



※お席に限りがありますのでお早めにお越しください。

※各会場とも駐車場に限りがありますので、できるだけ公共交通機関やお乗り合わせ等によりお越しくださいますようご協力をお願いします。

主催・お問い合わせ 青 森 市 議 会

TEL 017-734-5743

FAX 017-734-5824



議員とカダる会

(議会報告会・意見交換会)

— 議員と市民のみなさんとの意見交換会 —

【日時】

平成28年5月22日(日)
13時30分～15時30分

【内容】

- ◇議会報告会 【アウガ・青森駅・庁舎整備について】
- ◇自由意見交換 【青森市のまちづくりについて】
ワールドカフェの中で和やかな雰囲気による意見交換

【会場】

(2カ所同時開催)

- ◇青森会場 荒川市民センター 青森市荒川字柴田129-1 (017-739-2343)
- ◇浪岡会場 浪岡中央公民館 青森市浪岡字浪岡稲村101-1 (0172-62-9041)



【浪岡会場 平成27年10月25日撮影】



【青森会場 平成27年10月25日撮影】

荒川市民センター



浪岡中央公民館



議場を飛び出し
議員と語るべし



※お席に限りがありますのでお早めにお越しください。

※各会場とも駐車場に限りがありますので、できるだけ公共交通機関やお乗り合わせ等によりお越しくくださいますようご協力をお願いします。

主催・お問い合わせ

TEL 017-734-5743

青森市議会

FAX 017-734-5824

中核市とは

※中核市市長会ホームページ抜粋

中核市の概要

全国には、人口 1,000 人以下の村から 100 万人を超える大都市まで約 1,700 の市町村があります。しかし、これらの市町村は、政令指定都市を除き、法律等によって、ほとんど同じような事務権限が認められていました。そこで…

●人口 20 万人以上

要件を満たす政令指定都市以外の規模や能力などが比較的な大きな都市の事務権限を強化し、できる限り住民の身近なところで行政を行うことができるようにした都市制度が中核市制度です。

※中核市制度以外の都市制度

- ・政令指定都市 人口 50 万人以上等。
- ・特例市 人口 20 万人以上等。H27.4.1 制度廃止

中核市が処理する主な事務

保健衛生に関する事務

- ・保健所の設置
- ・飲食店の営業等の許可
- ・温泉の利用許可
- ・旅館業・公衆浴場の経営許可

福祉に関する事務

- ・保育所の設置の認可、監督
- ・養護老人ホームの設置の認可、監督
- ・介護サービス事業者の指定
- ・身体障害者交付手帳の交付

教育に関する事務

- ・県費負担教職員の研修

環境に関する事務

- ・一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の設置の許可
- ・ばい煙発生施設の設置の届出の受理

まちづくりに関する事務

- ・屋外広告物の条例による設置制限
- ・サービス付き高齢者向け住宅事業の登録



平成 26 年 10 月 15 日

青森市長 鹿 内 博 様

青森市特別職報酬等審議会
会 長 福 士 隆 三



青森市特別職の職員の給料等の額について（答申）

当審議会は、平成 26 年 7 月 22 日に市長及び副市長の給料の額並びに青森市議会議員の議員報酬の額について諮問を受けて以来、公平・中立的な立場から所要の資料をもとに慎重に審議を重ねた結果、次のような結論に達しましたので、ここに答申致します。

1 審議会の結論

○市長等の給料等の額

市長及び副市長の給料の額並びに青森市議会議員の議員報酬の額は、次の表に掲げる改定額が適当である。なお、その条例改正に当たっては、市長及び副市長の給料額に係るいわゆる上限制について、廃止することが適当である。

	条例上の額	改定額	差額
市 長	1,180,000 円 (上限)	1,000,000 円	△180,000 円
副市長	931,000 円 (上限)	788,000 円	△143,000 円
市議会議長	718,000 円	659,000 円	△59,000 円
市議会副議長	658,000 円	604,000 円	△54,000 円
市議会議員	633,000 円	581,000 円	△52,000 円

○改定実施時期

改定の実施時期については、平成 27 年 1 月 1 日とすることが適当である。

2 諮問事項

- (1) 青森市における市長及び副市長の給料の額並びに市議会議員の議員報酬の額は適正であるかどうか。
- (2) 見直すとすれば、その額はいくらか。また、改定の実施時期はいつからが適当か。

3 審議内容

特別職の職員の給料等の額については、平成 15 年に改定されて以来、条例本則における給料等の額の改正はされないままとなっており、現在は、市長及び副市長の給料は市長決裁による削減を実施し、議員報酬は条例附則における削減を実施している状況である。

今般、市長の諮問を受けて、条例本則に規定された市長等の給料等の額が、適正な額となっているかなどについて、本審議会は 4 回の審議を重ね、その概要は次のとおりである。

(1) 額が適正であるかどうかについて

まず、諮問事項 (1) の、市長及び副市長の給料の額並びに青森市議会議員の議員報酬の額が適正であるかどうかについて審議したところ、市長及び副市長の給料については、平成 15 年から見直しがされていないこと、類似団体である中核市との比較において上位水準に位置していること、給料の上限額を条例に規定していることが問題点としてあり、議員報酬については、平成 15 年から見直しがされていないこと、類似団体である中核市との比較においては中位水準に位置していること、特例措置としての 10%削減は本年 11 月 25 日までで終了し、その後は条例本則の水準に戻ること、平成 20 年の地方自治法改正の趣旨（議員活動を広く捉える）を反映した議論がなされていないことが問題点としてあり、これらのことを踏まえたうえで、適正ではないとの認識に至った。

(2) 額の見直しについて

これを受けて、次に、諮問事項 (2) の、適正な給料等の額について審議した。

ア 市長及び副市長

最初に、市長及び副市長の給料の額の審議に当たっては、従来との比較や削減率の数字を先行させるのではなく、できる限りゼロベースでアプローチし、本来あるべき妥当な金額を求めることを確認した。

まず、昭和 43 年自治省行政局長通知により、審議会において参考とすることが要請されている資料を活用することについては、一般職の職員の給与改定には均衡の原則により民間給与や他自治体職員の給与との均衡がとられているところ、一般的に、他自治体の市長の給与は、当該自治体の一般職の職員の給与の状況等が勘案されて決定されていると考えられることから、青森市においても、類似団体の市長の給与の状況を勘案して決定することにより、結果として、間接的にはあるが、消費者物価や社会情勢、そ

これらの影響を受けた民間給与、他自治体の市長の給与、一般職の給与改定の状況など、様々な諸事情を反映させることができるのではないかと考えられ、更に、市長及び副市長の職責は自治体共通であり、その権限・職務内容も中核市でほぼ共通であるから、他の中核市の市長等の給料を勘案することは理に適っていると考えられる。

そして、単に他の中核市の市長等の給料を勘案するだけではなく、青森市の財政規模に応じた水準というものを考慮する必要があるのではないかと考えられることから、財政状況をベースにした上で、類似団体との比較によって金額を導くこととした。

具体的には、単純な数値や順位の比較ではなく、財政状況に係る複数の指数について、正規分布曲線を用いて、中核市 43 市の中における個々の中核市の分布を表し、青森市の分布位置を明らかにした上で、市長の給料の水準も、中核市 43 市の中には当該財政状況に係る指数の分布位置と同様の位置とすべきとしたものであり、それによると、平均額から標準偏差の値を減じた額と平均額から標準偏差の値の 2 倍を減じた額との中間の額が適当な水準であると考えられることから、その結果、市長の給料の額は 1,000,000 円に決定したものである。

副市長の給料については、市長の給料月額と副市長の給料月額との差がその職責の違いによるものと考えられることから、過去の市長及び副市長の給与改定が行われたときの数値を基にその比率を算出したところ、市長の給料月額を 100 としたときの副市長の給料月額は 78.8 であり、市長の給料月額 1,000,000 円に 100 分の 78.8 を乗じ、788,000 円と決定したものである。

イ 市議会議員

次に、議員報酬の審議に当たっては、市長及び副市長の給料の額の審議と同様に、従来の額との比較ではなく、できる限りゼロベースでアプローチするため、まず初めに、議員報酬についての複数の研究者の具体的な論述に触れて、議論のベースとなる共通理解を深めた。

議員報酬を考える前提として、①住民代表として、首長に追随するのではなく、よりよい地域経営を目指している議員への報酬の議論であること、②議会・議員には恒常的な活動が求められており、平日議会を想定しなければならないこと、③議員の資質については、幅広い層の人が議員になることを善しとすること、これら 3 点を認識した上で、生活給はベストとはいえないが現時点で採用できるベターな方策であり、議員報酬の議論の到達点として、①単なる行政改革の論理、すなわち削減の論理で議論すべきではなく、議会を充実させる視点での議論が必要であること、②議員報酬と議員定数とは関連性がないこと、③議員報酬額決定の要素として、i 地方分権時代には従来とはまったく異なる責任を議会が負い、その議会を担う議員を創り出さなければならないこと、ii 特定の層だけを議員としないために、サラリーマンも退職して生活できるような、生活給的な水準でなければならないこと、iii 議会活動だけではなく、調査研究、議案の精読などの議員活動も対象に含めなければならないこと、しかし、その議員活動を分類することは困難であること、iv 議員と同様の公選職である首長の給与を基準にすること、首長の活動量と議員の活動量を比較し、その比率で議員報酬を確定すること、などについて確認した。

これらを踏まえたうえで、議員報酬については、研究者による議員報酬算定の複数の考え方や方式を参考にして検討した結果、当審議会としては、国会議員の歳費を基準と

する考え方のうち、国家公務員の給料の最高額に対する国会議員の歳費の額の割合を求めて、それを地方議会に当てはめるという方式に賛同し、議員報酬月額を算定したところ 581,000 円となった。

加えて、一般職職員のトップである部長級の給料月額の改定状況を見てみると、給料表上の部長級の最高号給の平成 15 年から平成 26 年までの変化率が△7.4%であり、この率を基に議員報酬額を算定した結果 586,000 円となり、概ね同程度の額が導き出されたことも検証されたことから、議員の議員報酬を 581,000 円と決定したものである。

議長及び副議長の議員報酬については、副市長の給料月額決定の考え方を踏襲して、議員の議員報酬月額と議長及び副議長の議員報酬月額との差がその職責の違いによるものと考えられることから、過去の市議会議員の給与改定が行われたときの数値を基にその比率を算出したところ、議長については、議員の議員報酬月額を 100 としたときの議長の議員報酬月額は 113.4 であり、議員の議員報酬月額 581,000 円に 100 分の 113.4 を乗じ、659,000 円と決定し、副議長については、議員の議員報酬月額を 100 としたときの副議長の議員報酬月額は 103.9 であり、議員の議員報酬月額 581,000 円に 100 分の 103.9 を乗じ、604,000 円と決定したものである。

ウ その他

なお、複数の委員から、他の算定方法を推す声も上がり、結果として多数決をもって国会議員の歳費を基準とする考え方とそれにより算定された 581,000 円を採用したのであるが、審議に当たっては、様々な角度・視点から、様々な諸事情を勘案することが必要であるところ、当審議会においても、各種資料を参照の上、複数の算定方式による議員報酬額について検討したものであり、その額はいずれも概ね同水準であった。このことを踏まえ、もとより審議会として必ずどれかひとつの算定式に決定しなければならないわけではないのであるが、一定額を決定するに当たって多数決をもって決したところであり、その意味において、他の要素・考え方を排除する意図ではなく、あくまでも複数の要素を総合的に検討した結果であると考えている。

また、当審議会が採用するに至った国会議員の歳費を基準とする考え方について補足すれば、一般職の給料月額を算式に用いることによって間接的に均衡の原則等諸事情を反映させることができることはもとより、国会議員の歳費を基準とすることにより、地方議会議員の身分が公選職であるという考え方が反映できること、従来よりも重大な責任を負う議会を担う議員に見合うものであること、生活給的な意味合いを含むこと、などのメリットがあるものと考えられるところである。

(3) 改定実施時期について

改定の実施時期については、できる限り早期にこの答申内容の実現を図るため、平成 27 年 1 月 1 日とすることが適当であるとの結論に達した。

4 附帯意見（審議会からの要望）

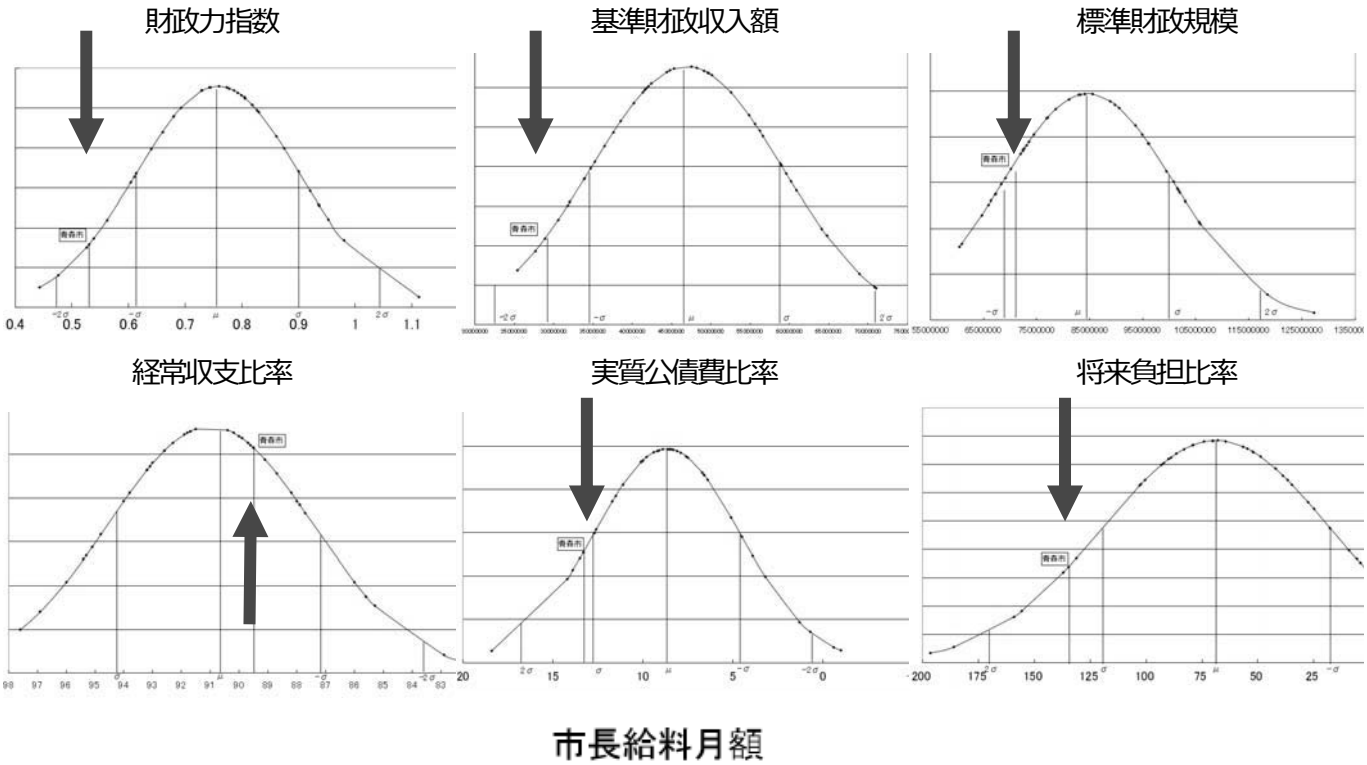
- (1) 市長及び副市長の給料について特例的に減額をしようとするのであれば、条例の附則において期間を明示し規定すべきである。

- (2) 議員報酬については、議会自らが責任を持って、審議会の答申を素材にして議論をすることを要望する。
- (3) 議員の活動状況は市民にわかりにくいことから、議会活動や議員活動について、市民が理解し評価できるような方策や体制を検討し構築することを要望する。

平成26年度青森市特別職報酬等審議会 答申内容（概要）

▼市長〔1,180,000 円/月→1,000,000 円/月〕

・青森市の財政規模に応じた水準を考慮し、財政状況をベースにした上で、類似団体（中核市）との比較によって金額を導く。



▼副市長〔931,000 円/月→788,000 円/月〕

- ・市長と、副市長との給料月額の違いによる。
- ・過去の給与改定が行われたときの数値を基にその比率を算出。
- ・市長の給料月額を 100 としたときの副市長の給料月額は 78.8。
- ・市長の給料月額 1,000,000 円に 100 分の 78.8 を乗じ、788,000 円と決定。

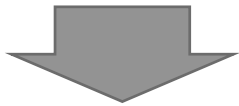
▼議員〔633,000 円/月→581,000 円/月〕

- ・議員報酬についての複数の研究者の具体的な論述に触れて、議論のベースとなる共通理解を深める。
- ・複数の研究者の考え方等のうち、「国会議員の歳費を基準とする考え方」※に賛同し、議員報酬月額を算定したところ 581,000 円と決定。

※国家公務員の給料の最高額に対する国会議員の歳費の額の割合を求めて、それを地方議会に当てはめる方式

$$\text{青森市議会議員報酬月額} = \frac{\text{国会議員の歳費}}{\text{一般職の公務員の最高の給料額}} \times \text{青森市の職員の最高の給料額} = 581,000 \text{ 円}$$

- ・一般職職員のトップである部長級の給料月額の改定状況を基にした方法で算出してみた結果、概ね同程度の額が導き出されたことも検証された。このほか、各種資料を参照の上、複数の算定方式について検討したところ、いずれも概ね同水準であった。



▼議長〔718,000 円/月→659,000 円/月〕

副議長〔658,000 円/月→604,000 円/月〕

- ・副市長の給料月額決定の考え方を踏襲。
- ・議員と、議長及び副議長の議員報酬月額との差の比率を算出。
- ・議員：議長 = 100 : 113.4 = 581,000 円 : 659,000 円と決定。
- ・議員：副議長 = 100 : 103.9 = 581,000 円 : 604,000 円と決定。

